

第2回プレ市民総会報告書



平成24年8月
新城市 総合政策部

第 1 部
プレ市民総会

司会

皆さん、こんにちは。お時間となりましたので、ただいまから第2回プレ市民総会を開催させていただきたいと思います。

本日は忙しい中、また足元が悪い中、ご来場いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、新城市総合政策部の星野と言います。よろしくお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。

本日のプレ市民総会は、市長と議会からの市政運営に関する報告、また市民の皆様から幅広い意見を聞く場として、開催させていただいております。

第1部、プレ市民総会、第2部、パネルディスカッションの2部構成で行いたいと思います。その後、お時間の許す方は、回りを見ていただくとわかりますように、市民活動団体のパネルをご覧になりまして、交流を深めさせていただきたいと思います。

なお、お時間の都合上、5時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また最後に、ご来場の皆様に、抽選ですてきなプレゼントをご用意しておりますので、お楽しみにしておいていただきたいと思います。

さて、きょうの会場はご覧のとおり円形となっております。この形につきましては、皆さんと議会、行政の三者がひざを突き合わせまして、車座になって話し合おうと、そういうことから、このように丸い形をとらせていただきました。そのことによりまして、皆様方には背中を見せて話をすると、そういう場面があるかと思えます。失礼ではございますけれども、ご容赦願いたいと思います。

それでは初めに、共催の新城市自治基本条例検討会議委員長、前澤このみからごあいさつを申し上げます。

前澤このみ



皆様、こんにちは。

新城市自治基本条例検討会議の代表をしております、前澤と申します。よろしくお願いいたします。

きょうは貴重な日曜日の午後、そしてこんなにお天気が悪い中をお出でいただきまして、本当にありがとうございます。きょうは、こうやって丸く座っていただきました。「どんな人が来ておいでるだやあ」と思ってみえると思いますが、2,000人の市民の方にお手紙を差し上げました。「こういう会をするのでおいでください」、そしたら130人を超える方が「いいよ」ということで、お返事をいただきました。その方と、あとはチラシを見たり、ポスターを見たり、放送を聞いて、「あっ、行こうな」と思って来てくださった市民の皆さんもいらっしゃいます。そして、議長さん初め、議員の皆さんも参加してくださいました。役所からは、市長さんを初め、各部長さんは仕事だぞと思って、きょうは来ていただきました。そんなみんなが集まって、長い時間ではなくて申しわけないのですが、そこでことは予算のことを聞いたり、話したりしていきたいなと思っています。

今回のプレ市民総会は、新城市が主催です。私たち自治基本条例検討会議は共催となっております。41人の市民の委員が集まって、きょうまで準備をしてまいりました。きょうの

運営もその市民委員の人たちでやっております。ふなれなことで不手際もあるかと思いますが、どうぞ皆様のご協力で、この時間を一緒に過ごしていただいて、「よかったね」と言われるように、「日曜日を半日つぶしたけど、つまらなかった」と思われたいような、そんな市民総会ができたらいいなと思います。

きょうは本当にありがとうございます。そして、よろしく願いいたします。

司会

どうもありがとうございました。

続きまして、ご来賓の相模女子大学教授の松下啓一様からごあいさつをいただきます。

松下先生には、新城市が今取り組んでいる自治基本条例に平成22年度から、指導的なお立場でかかわっていただいております。本日も相模女子大学の学生さんらが、会場設営と運営にご協力していただいております。

それでは先生、よろしく願いいたします。

松下啓一



皆さん、こんにちは。

今ご紹介いただきました松下です。神奈川県相模女子大学からやってきました。きょうはこの市民総会を勉強しようということで、15名の学生と一緒にやってきました。実は、きのうの午前中に来まして、きのうは湯谷温泉に泊まりました。あちこち見学もさせてい

たきました。そして、今日は朝から、この会場の設営とか、それから受付で若い人がたくさんいましたけれども、うちの学生ですが、そういったお手伝いをさせていただいております。

なぜ、私たちがここに勉強に来るのかということですが、これは住民自治と非常に密接の関係が深い、そんなふうを考えて、この市民総会を勉強に来たわけです。

住民自治というと、テキストにはこう書いてあるのです。役所や議員さんをチェックするのが住民自治だと。役所や議員さんが何か悪いことをするのではないかと、それをチェックするのが住民自治だと書いてあるのです。本当にそれが住民自治なのか私は疑問に思っています。この理解は、野球で言えば、グラウンドの中で議員さんと市長さんが野球やっているのを回りに観客席で市民の人が見ていて、ほらそこはバントだとか、そこは何だというふうに言っているのと同じです。本当にそれでいいのなかと感じていまして、そうではないだろうと、いっしょになってグラウンドにおいて野球をやるのが住民自治ではないか。それでこそ、いいまちができるのではないかと、そのように思っています。その仕組みの一つが、きょうの市民総会だというふうに思って、やってきました。

実は、私たちはもう3年ぐらいになりますか、この新城には学生とやって来ています。実はことはすごく大きく変わる年でして、きょうの15名は授業でやってきているのです。つまり、新城に勉強に行くと単位が取れて、勉強に行かないと単位が取れない、卒業できないということで、来ているのです。そんなことで、今日はやらせていただきました。

それからもう一つ、皆さんにお話ししなければいけないのだけれども、新城のお茶、これをあちこちで売ろうと、小田急デパートとかそういうところに置いて、売ろうというようなプロジェクトも私たちやっています。そん

なことで、一緒にこれまでやってきましたし、これからもこのまちのために一緒になってやっていこうというふうに思っています。今日はいい会議になるように期待をしています。

どうぞ、よろしく願います。（拍手）

司会

どうもありがとうございました。

続きまして、昨年開催いたしました第1回プレ市民総会の報告を、新城市自治基本条例検討会議、田村太一委員からご報告をいたします。

田村太一



皆さん、こんにちは。田村と申します、どうぞよろしく願います。

今から第1回プレ市民総会の開催報告をさせていただきますわけですが、その前に、きょうはせっかくこんなに大勢の皆さんにお集まりいただいておりますので、一つ伺ってみたいと思います。お手元に、こうした赤と青の紙があると思うのですが、ちょっとご用意していただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、今からお伺いしたいのですが、このプレ市民総会、実は昨年も行っています。昨年も参加したよという方は青を、いや今回初めて参加するよという人は赤のカードを上げていただけますでしょうか、よろしく願います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。6割、7割ぐらい、今回初めてという方でしょうか。

それでは、簡単に前回のおさらいを少しさせていただきますと思います。

画面を切りかえていただけますでしょうか。

そもそもこのプレ市民総会をやろうと始まったのは、2年前です。2年前に、まちづくりのルールブックをつくろうということで、市民会議が設立されて開催されました。その中で、いろいろと話をしていくわけですが、結構私たち市民というのは、議会とか行政のことをよく知らないということがわかったのです。これからともに一緒にまちづくりをやっていこうというわけですから、まずはお互いのことをよく知ることが必要ではないかというようなことで、三者が一堂に会して意見交換、話し合いをする場として、このプレ市民総会というものを企画させていただきました。

ですから目的は、ここにも書いてありますが、市民、議会、行政の三者が一堂に会して、ともに力を合わせてよりよい地域を創造するために話し合いをしましょうということであり、このともに力を合わせてというところが、一つのポイントとなっております。

実際どうだったかということですが、前回も今回と同じように無作為抽出で多くの市民の皆様にも集まっていただきました。そうした中で、こういう場に初めて参加をするというような若い人、あるいは女性の声なども、いろいろと意見を伺うことができました。また一方で、お忙しい中、多くの議員の皆さんにもご出席をいただきまして、そしてそうした声に耳を傾けていただくこともできました。

結果どうだったかといいますと、アンケートをとりましたところ、96%の人が、今後も開催したほうがいい、そして90%の方が、今後も参加したいと、そんな回答をいただきました。

それから個別にもご意見を伺ったわけでは

が、やはり多かったのは、今までこういう場に参加したことがなかったと、参加できてよかった、意見が言えてよかった、意見が聞けてよかった、そんなよかったという声。

それから一方で、やはり目的がよくわからない、あるいは意見がいろいろ出たけれども、それを今後どうするのですかというような声。中には、そもそもこの市民総会というものが本当に必要なかどうかわからない。そんな課題も幾つかいただいております。

そうした中で、一番多かった声というのが、中学生の作文がよかったという声だったので。この中学生の作文、どういうものかといいますと、昨年は市内の中学校に呼びかけまして、「こんな新城に住みたい、したい」というような作文を募集しました。その結果、最優秀賞に選ばれたのが、当時鳳来中学校3年生だった松下君の「座れる町」という作文であります。

ここで、また一つ皆さんにお伺いしてみたいのですが、この「座れる町」という作文、「読んだことがあるよ」、あるいは「内容を知っているよ」という方は青いカードを、「いや、実はきょう初めて聞きました」という方は、赤いカードを上げていただけますでしょうか、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。これは半々ぐらいでしょうかね。

少し簡単にご説明しますと、実は今年の12月号の広報ほのかにも全文を載せていただいたのですが、要は社会の教科書の中で、昔は道でよく座り込んで話をしている、そういう絵を見かけると。ところが、明治の後半以降になると、なかなか教科書でもそういう絵を見かけない。実際にでは自分のまちはどうなんだと考えたときに、まちの中にも座れる場所が少なくなっているのではないかとというようなことに彼は気がついたのです。

やはり、うれしいことも悲しいことも座って話をする。そういう場所が必要ではないの

ですかというようなご提案をいただきまして、そうすることによって、この新城がもっとよりよいまちになる、そんなご提案をいただいたのが、この「座れる町」であります。

もしお時間ありましたら、また皆さん広報をお読みいただきたいと思うのですが、結果、「作文よかった、よかった」と、実は言っているだけではなくて、その結果、開催から1カ月もたたないうちに、いろいろなところでベンチを置こうという形になって、実際にベンチが自主的に置かれたのです。そのときに、実はこの場で、「ではみんなでこれからベンチを置きましょう」と決めたわけでもないし、「ベンチを置いてください」と呼びかけたわけでもないのです。ここの場に参加された方が、「ああ、それいいことだね」と自分で感じて、そして動いていただいたというようなことが、一つ大きなポイントかと思ひます。

それ以外にも、実はことしの「めざせ、明日のまちづくり事業」にも、ベンチをつくって学校に寄贈しようというような動きが起きていたり、あるいは市庁舎の建設が検討されていますが、その中の整備方針にも、座れる場所をつくりましょうというようなことが盛り込まれたりしています。

つまり、これはどういうことかというところ、こうした場、いわゆる話し合う場で、いろいろな方々にご参加いただいていると。そういう方々から、いろいろな意見や声を聞く中で、それぞれの方がさまざまきつと気づきが得られるのではないかと思うのです。「あの意見よかったね」とか「ああ、そうだよね」「あれ知らなかったよね」、そうした気づきから、では自分にできることはなにか、何か自分にできることから始めてみようという行動につながるのではないかと思うのです。

これは、だれかに何かをやらしてもらおうとか、だれかに何かをさせられるとかいうことではなくて、自分が何ができるかということ、この場で気がついて動く。それが、自治

の姿なのではないかなと思っております。

前回、感想をいただいた方の中の一のお言葉に、「こうしたものは結果を求めるのではなくて、場を重ねていくことが大事なんだよ」、そんなご意見もいただいております。我々もそうだな、改めて会議を開きまして、いろいろこれからのやり方を検討していく中で、二つの大きな方向性を出しました。

この場は、みんなで何かを決めるのではなくて、まずは話し合うことが大事なんだよ、話し合う場なんですよと。そして、こういうことを繰り返し、繰り返しやっていくことによって、自治というものが、新城の中で広がっていったって、深まっていったって、そしてはぐくまれていくのではないかなというようなことを考えています。そうしたことから、今回第2回のプレ市民総会というものを開催させていただくことになりました。

最後になりますが、ではなぜ私たち検討会議がこういうことを企画したり運営しているのかといいますと、それは、これです。この新城が、みんなが元気で住み続けられて、世代のリレー、世代の継承ができるまちなしていきたい、そんな思いからこうしたことを開催させていただいております。

長くなりましたが、以上で報告を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

司会

どうもありがとうございました。

時間のない中での説明でしたが、ありがとうございました。

それでは、これより市民、議会、行政が一堂に会するプレ市民総会に入ります。

新城市自治基本条例検討会議の花田香織委員に進行役をお任せいたします。

花田委員、よろしくお願いいたします。

進行役



進行役を拝命いたしました、花田香織と申します。不相応な大役で大変緊張しております。至らぬ点は、皆さんどうぞご容赦ください。よろしくお願いいたします。

では早速、本題に移りたいと思います。

本日のテーマはこちら、予算です。私たちは毎日、さまざまな公共サービスに囲まれて生活しております。例えば、ごみや資源の回収ですとか、保育園、学校、救急車、消防車、防災無線の運営などもそれに当たります。こうしたサービスを実現するために、税金の使い道として予算が組まれているのですけれども、これが非常に暮らしに直結しています、予算は暮らしに直結しています。ところが、これが数字の並んだ表になると、途端に生活のイメージとの距離ができてしまう、そんな気がしないでしょうか。

きょうは、この予算について考え、理解を共有する場にしていきたいと思っております。

今から、議会、それから行政から、予算についてのご報告をいただきますが、その後に、会場の皆さんからもご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、議会からのご報告をいただきます。

本年度予算の編成に当たり、議会から提出された予算要望とその経緯についてのご報告を、新城市議会を代表し、夏目議長にお願いいたします。

夏目勝吾



皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました議長の夏目でございます。本日は第2回のプレ市民総会ということで、市長さんからご案内をいただきましたので、参加をさせていただきました。

時間もありませんので、常ですと市長が先にやって、私が後であります。今回は私のほうから最初にご報告をさせていただきます。時間の都合もありますので、早速議会からの報告をさせていただきます。

事務局のほうから、平成24年度の予算要望についてというようなテーマで報告をということでございました。項目としては非常に多岐にわたりますので、時間の関係上、1点目として、執行部への要望方法と、二つ目として、要望により予算に反映されました主な事業と、そして三つ目に、市民の皆さんへの報告と、最後に議会改革の4点についてご報告をさせていただきます。

まず、第1点目の市長、執行部への予算要望の方法についてですが、平成22年度まで当初予算への議会側の要望手段としては、同様の考え方や意思を持った議員により構成される会派や政党ごとに、市長に対し事務事業の改善や制度の新設などを行ってまいりました。それを批判するわけではございませんが、新城市議会として、市長に対し要望することと

なりますと、思いの一致がはかられにくいことから、議会改革により平成23年度から、予算の要望については各常任委員会で会派、政党の枠を越えて協議調整を行い、それらをまとめて新城市議会としての予算要望という形に変えさせていただきました。

今申し上げました常任委員会は、既にご承知かと思いますが、市役所の総務部、企画部、会計課、消防本部、監査委員事務局などを所管する総務消防委員会と、市民の皆様と直接関係することの多い市民福祉部、健康医療部、市民病院、教育委員会の教育部を所管する厚生文教委員会、また産業、農業、商工業、観光などをまとめる産業立地部や環境部、建設部を所管する経済建設委員会があり、議員定数は18名でございますが、現在2名欠員で16名の議員が、それぞれの委員会に所属をいたしております。

また、議長、私を除く全議員が市の予算と決算を担当する予算・決算委員会の四つの常任委員会があります。またほかに、市議会の議事日程などを調整する議会運営委員会、調査事項や議会基本条例の策定を初めとする議会改革の調査研究を行う議会改革特別委員会と、市の特定政策課題に関する調査研究を行う総合政策特別委員会がございます。

市議会の予算要望は平成23年度予算から、総務消防委員会、厚生文教委員会、経済建設委員会の三つの委員会において、総合計画の区分により、それぞれ所管する部課の事務事業、政策提言などを協議し、それをとりまとめたものを議員全員で確認をいたしまして、各部課の予算編成に間に合うように市長に提出をいたしてまいりました。

平成24年度政策執行及び予算編成にかかわる要望は、総合計画の市民自治社会の創造、自立創造、安全安心の暮らし創造、環境首都創造、政策ビジョンまで幅広く、88事項の要望を行ってまいりました。また、予算要望にあわせて、市長への提言事項として、新庁舎

建設について、庁舎建設にかかわる財政状況が多額出費に耐えられるものか見きわめるシミュレーションの提示と、職員給与、定数の削減を視野に入れた財政健全化、職員の資質向上などの人事制度についても行ってまいりました。

次に、2点目の要望により予算に反映されました主な事業につきまして、若干ご報告をさせていただきますと存じます。

まず、総務消防委員会からの要望の主なものを3点申し上げます。

1点目は、地域自治区設置運営事業ということで、現在市では、地域自治区の設置を進めてまいりますが、制度導入に対しては慎重に進めてほしいということ、議会から要望いたしているところでございます。その要望に対して、市では設置に向け制度の理解を深めるため、シンポジウム等の開催を行うこと、現在調整を行っている地域協議会設立準備会で、地域協議会の運営方法の検討を行うということとございました。

二つ目に、災害に強いまちづくりということで、減災、後ほど市長さんからもお話があるかと思いますが、災害を減らすこの減災のまちづくりを進めて、自主防災組織の充実など、災害対応能力の向上に努め、企業等の連携による備蓄調達体制の推進など、危機管理体制の確立を図るとともに、消防施設、装備や救急救命対策の充実による迅速な対応強化を図ってほしいと要望をいたしたところ、幾つか回答がありましたので、その中から主なものをご紹介します。

まずは、防災資機材等整備事業で、非常食、保存飲料水、毛布などの災害用品備蓄品の購入用の予算を計上する。次に、孤立可能性の高い集落対策事業として、災害時に孤立する可能性のある集落へのヘリポートの計画的な整備をしていく等々、孤立可能性集落への資機材整備補助金を計上する。また、自主防災組織活性化事業で、行政区等の管理する消火

栓器具庫、街頭消火器の更新、可搬ポンプ等の修繕費用の助成をする等々のことでございます。

3点目でありますが、新城市は人口減少が非常に進んでいるわけであります。人口増対策の推進ということで、市の人口がふえるよう、本市独自の政策を図ってほしいということ、市では、宅地販売促進事業ということで、作手の長者平団地販売に対して補助金を創設し、販売促進を図り、また山吉田の県用地の払い下げを受け、有効利用を考え、定住促進を図る杉山地内にダム移転者用用地を確定し、定住促進のため残地について市で払い下げを受け、販売を行うとの回答でもありました。

次に、厚生文教委員会として要望した主なものの4点についてご説明を申し上げます。

初めに、市民福祉部に対しては、精神障害者の福祉施策充実について、精神障害者医療の通院医療費、入院医療費に対し、全疾病が対象となるように図ることを要望いたしてまいりました。精神障害者保険福祉手帳1・2級の精神障害者の医療費助成範囲を、全疾病まで拡大するための予算が計上されたわけでございます。

また、同じく市民福祉部に対しては、保育園のセキュリティ対策について、保育園施設へ早期設置を図ることを要望いたしてまいりました。保育所、へき地保育所、おおぞら園、児童館の防災対策のため、専門業者に警備を委託するための予算が市民福祉部から計上され、ともに議会で審議し、可決を図ってまいりました。

次に、2点目として、健康医療部に対しては、肺炎球菌ワクチンの任意予防接種に対する費用助成について、肺炎球菌から障害者及び高齢者を守るために、ワクチン接種に対する費用助成を図ることを要望いたしてまいりました。要望接種事業について、70歳以上を

対象として、肺炎球菌ワクチン接種者に費用の一部を助成するための予算計上がなされ、議会で審議をした上、可決をいたしました。

3点目として、市民病院に対しては、医師確保事業について緊急に対応できる市民病院体制の早期確立を図ることを要望してまいりました。市民病院にとって、有用な医師に関する情報を収集できるネットワークを構築し、医師の確保につながる活動をするための予算が計上され、議会で慎重審議の上可決をいたしました。

教育部に対しては、学校の統合について、再配置指針に基づき年次計画を立て、早急に推進されていくことを要望してまいりました。山吉田地区新設小学校建設事業では、平成25年4月の開校を目指し、新校舎を平成23年度と平成24年度の継続事業として建設するための予算と、遠距離通学児童の足となるスクールバス購入のための予算が教育部から計上され、これも同じく議会で審議の上、可決をいたしました。

次に、経済建設委員会からの要望の主なものの3点について、ご報告をいたしたいと存じます。

初めに、インター周辺整備事業についてですが、平成26年度新東名開通に向け、事業が確実に進捗しています。これにより、本市を取り巻く交通環境が劇的に変化し、本市を含む奥三河地域の農林、商工、観光振興に大きなインパクトを与えることとなります。開通後、本市が大きな飛躍を遂げるために、この地域の豊かな地域資源や、市民、企業の力をどう生かすか、重要なかぎがございます。そのための施策として、本年度はインター周辺道路整備事業を初め、市内3カ所目となる道の駅整備事業における建設詳細設計や、インター周辺地内において企業誘致開発における地区計画策定を予定いたしております。

なお、道の駅整備事業に関しては、議会から行政へ運営計画の策定に当たり、経営責任

の明確化、自立経営を基本とする事業展開のための手法を求めた附帯決議が採択されているわけでございます。

次に、毎年深刻な被害に悩まされている有害鳥獣対策新規事業として、本年度新城市鳥獣被害対策実施隊を組織いたします。これは、鳥獣による被害対策に対する即応体制を整えたものでございます。なお、実施隊員は獣猟免許を所有者として、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ有効的に行うことができるものを市長が指名、任命をいたすわけであります。

最後に、環境首都創造についてですが、本市は昨年度より東日本大震災の影響による電力不足への対応や、地球温暖化防止に向けて、総合的なエネルギー施策を推進するため、新城市エネルギー対策本部を設置し、市民節電所プロジェクトを進めてまいりました。本年度はその取り組みをさらに進めるとともに、地域資源である太陽光、水、木などを利用した地産地消型の再生エネルギー整備に向け、積極的に取り組んでまいります。具体的には、市内全域において、小水力発電の可能性や、各中学校にデマンド監視システムの導入をしていきます。

なお、3月議会において、市民からの請願を採択し、議会から国へ再生可能エネルギー拡大と、低エネルギー社会の実現に向けての意見書を提出いたしてまいります。

以上、三つの委員会からの要望の報告とさせていただきます。

次に、3点目として、市民の皆さんへの報告であります。既にご参加をいただきました方もお見えと存じますが、昨年10月から施行いたしました、新城市議会基本条例に基づく議会報告会を3日間、市内9カ所で開催させていただきました。多くの皆さんに参加をしていただき、改めましてこの場をおかりして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

報告会会場でのご意見につきましては、市議会だより8月号に掲載を予定しております。

しかし、紙面の関係上すべてを掲載することはできませんが、主なものについては、ホームページ等への掲載を予定いたしているところでございます。

最後に、4点目の議会改革でございますが、先ほど申し上げましたように、新城市議会基本条例を平成23年9月定例会において可決し、10月から施行してまいりました。この条例の目的として、自主自立が求められる分権時代にふさわしい議会及び議員の活動並びに議会運営を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市政の発展に寄与することといたしております。本条例の制定やこれまでの議会改革の取り組みもあって、全国810市区議会を対象に、日経グローバルが調査した結果、本年の本市の議会改革での順位は、全国で23位、北陸を含む中部圏では6位、愛知県では名古屋市に次ぐ2位となりました。これも市長さん並びに市民の皆様方のご理解とご支援のたまものと深く感謝をいたすところでございます。

若干時間を遅延いたしましたけれども、以上で、市議会からのご報告にかえさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

進行役

夏目議長、ありがとうございました。

ここで、会場の皆さんにお聞きしたいと思います。お手元の赤と青の画用紙をご用意ください。

プロジェクターの投影してあるものをごらんください。

予算編成に当たりまして、議会から行政に予算要望が提出されます。従来は向かって左のように、会派ごとに要望が出されておりました。これが議会改革の一環として、向かって右の図のように、委員会別に検討された事柄が議会の総意として要望されることになりました。今、議長のご説明にあったとおりで

す。

皆さんに伺います。

このように、予算要望の仕組みが変わったことを知っていたという方は青、初めて知ったという方は赤を上げてください。どうぞ。

ありがとうございます。4割ぐらいの方が青を上げていただいたと思います。

議長に伺いたいのですけれども、いかがでしょうか、この変化。今までの会派要望から議会要望に変えたことで、実際にはどのような変化があったのか教えていただけますか。



夏目勝吾

先ほども申し上げてまいりましたように、会派要望でありますと、各会派ごとに要望事項を調整いたします。同一の要望が会派ごとに出てくるわけですが、それを調整してまいりますと、どうしても同じような要望事項が過去は出てまいりました。こうしたことから、昨年より各常任委員会ごとに要望事項を取りまとめて、その各常任委員会の予算要望を一括してまとめて執行部側へ出しているわけがあります。その効果として、要望事項が以前と比べて徐々にではありますけれども、現実方向にあると私は考えております。

また、執行部側についても、会派からの要望よりも、やはり委員会がそれぞれの部署を持っているわけがありますので、部署ごとの要望というのは大変扱いやすいではないかなと、こんなことを推測いたしております。

また、議員が直接関係する委員会でございますので、そうした面でも真剣に議員が取り組んでいただけるという大きなメリットが、私はあると思っております。

進行役

議長、ありがとうございます。（拍手）
続きまして、行政を代表いたしまして、穂積市長よりご報告をいただきます。お願いいたします。

穂積亮次



皆さん、こんにちは。市長の穂積でございます。時間が押しておりますので、前置きその他抜きにして、私のほうから新城市の予算編成過程についてご説明を申し上げたいと思います。

今、予算の内容については、議会のほうからかなり詳しくされましたので、後ほど少しまた、はしょって説明させていただきます。

皆さん国政に関心がある方は、国の来年度の予算編成というのについて、新聞が逐一報道されるのは、ご案内のとおりであります。そろそろ各省庁ごとに概算要求というのが出てきて、そしてその中から次には、秋口に入りますと、各省庁ごとの折衝、大臣折衝、あるいは政党間の折衝などが逐一報道され、裏話も含め、政局話も含め、いろいろ世論調査の対象等々となっていきます。そして次年度の予算が来年の3月ぐらいにかけられるときには、あらかじめ世論のあり方というのが集約されていく中で行われます。

ところが私は市長になって、市町村の予算編成は、国の予算編成と比べてはるかに公開

性が足りないということを感じてきました。一番身近な自治体の予算ですけれども、新聞に報道される、新聞の力、地元地方メディアの力というのももちろんあるわけですが、比較的予算編成のプロセスというののはわかりにくい。

市長というのは、予算を編成する権限と議会に提案する権限、これは市長にしかございません。市長の権力のある意味ではすべての源泉と言ってもいいかと思います。その権力が正しく行使されているかどうかというのは、予算編成のプロセスがきちんと民主化されているかどうか、公開されているかどうかには大きく依存するのではないかと、私はそんな考え方で、市長就任後、一つ一つ予算編成過程の公開性を高めようという努力をしてまいりました。つもりということは申しませんが、そのことを皆さんにご報告がてら、検証していただきたいと思います。

お手元、また画面に予算編成工程というのがございます。まず、4月に入りますと、年度が始まりますと前年度の事業の評価を庁内で、役所の中で行ってまいります。そして5月、6月ぐらいから、次年度の事業計画を各部で策定し、主要事業のヒアリングというのを財政とか管理部門が中心となって、各部局で行います。

そして次に、議会からの予算要望というのが8月ぐらいに、今議長さんがおっしゃっていただいたとおり、従来は党派ごと、党派ごとに別々に出てきたものが、議会からの要望として、いわば正式な形で8月ぐらいにいただいております。

一番下に、総合計画市民委員会というのがあるかと思っております。これは、我々の行政運営は財政運営も含めて、総合計画というものにのっとって行っているわけですが、その総合計画がきちんと進捗しているかどうかを検証していただくのが、総合計画市民委員会、多くの公募の皆さんも含めて市民で構成されて

います。

その方が、やはり8月ぐらいいかけまして、実はこの8月と一月だけ書いてありますが、今から、4月ぐらいから、総合計画市民委員会では、各事業のシートに基づいて、それぞれの事業の評価をやっていただいて、私のもとにくるのは最終的に、やはり議会からの予算要望と同じタイミングで、前年度の事業の評価、それから当然次年度への提案がチェックということになりますけれども、それが出されてまいります。その段階で、8月の終わりから9月の初めにかけて、全部署に対して、次年度の予算編成方針というのを示します、何を重点にすべきかということ。それから、そのときには必ず議会からの予算要望、それから総合計画市民委員会の評価、これをしっかりと反映した予算要求を行うように、各部に指示をいたします。

これで、8月の終わりに予算編成方針とともに、主要事業判定というのが書いてあると思うのですが、私も新城市では現在、お金がないということもありまして、市が全体としてどうしてもこれは優先的、重点的にやらなければいけない事業だよというのを、8月中には部長会議で意思統一をします。これは、何部がどうか、何とかがこうではなくて、市全体としてどうしても必要な事業だという判定を8月に行うわけですが、その主要事業判定と議会要望、それから総合計画市民委員会要望とリンクをさせて、予算編成に入っております。

そして、主要事業が決まった後の部分については、各部に一定額配分をいたしまして、その中でやり繰りして、予算要求をしなさいねというのが出てきまして、真ん中辺の下に、新年度予算要求というのが10月から11月にかけて行われます。この予算要求が各部から全部出てきた段階で、これについてはホームページ等通じて、完全公開をしています。そしてそれが、議会からの要望との対照、総合計

画市民委員会からのチェックとの対照も表に付しております。

そして、予算要求が出てから予算査定というのが市長まで上がってきて、新年度の予算公表し、議会審議をし、議会議決をいただく。予算を公表する段階では、予算要望と最終的に予算案になったものとの違い、なぜこうなったかということについても、チェックシートをかけたものを公開しているところあります。

そしてこの表にはありませんけれども、4月に入って新年度が始まって事業をしていきますと、9月には決算議会というのがございます。前年度の決算を認定いたしますが、その決算を認定した後に、毎年「財政のはなし」という、各全戸に配布をしていますけれども、新城市の財政状況の基本的な報告、そして主要事業についてのいろいろな報告を、「財政のはなし」という形でさせていただきます。

これが今の新城市の予算編成プロセスでございます。ですので、皆さん方からすれば、議会の皆さんへの地域のいろいろな要望、あるいは各団体からの要望、あるいは総合計画市民委員会での議論されるものが、予算の中にはそれぞれの形で反映されてまいります。

それから、地域で行政区等で市のほうに出てくる要望で一番多いのは、土木関係であります。道路ですとか、側溝の問題ですとか、これらについてはすべての地区の土木要求を毎年春に公開し、それが進捗状況についても報告するようにしております。

それぞれのところで皆さんがチェックをかけていただいて、ぜひこの予算編成ができるだけ公明公正でかつ、そのプロセスに多くの市民意思が反映されるように努力してまいりますと思いますので、皆さん方のご協力とご理解、お願いしたいと思います。

そして、平成24年度の予算は、「減災元年－「市民（ひと）まち未来」を育む予算」と

いたしました。この中で、きょうは減災防災関連を主にご紹介をしたいと思いますけれども、大分時間が押しておりますので、先ほど議会議長からの予算要望がどう実現されたかという中にも、かなり含まれておりました。それから、きょうお手元にある私の資料、この後、パワーポイントになっているのは、全部プリントになっておりますので、それをぜひご検討いただければと思います。

以上でありますけれども、最後のところは、はしょって申しわけありませんが、予算編成の過程、市町村における予算編成のプロセスについて、市民参加をぜひとも進めたいと考えていることをお伝え申し上げて、報告いたします。

ありがとうございました。（拍手）

進行役

市長、ありがとうございました。

それでは、ここでもう一度、会場の皆様にお聞きしたいと思います。もう一度、青と赤の紙をご用意ください。よろしいでしょうか。

予算には毎年タイトルがついております。ことしは「減災元年ー市民（ひと）まち未来を育む24年度予算」ですが、この減災元年という言葉、知っていたという方は青、初めて聞いたという方は赤を上げてください。どうぞ。

これも4割ぐらいの方がご存じということで、ありがとうございました。市長、ご感想をお願いいたします。



穂積亮次

部長で赤を上げるのがないかどうかだけ見ておりましたので、大体上がっていたと思

います。ありがとうございます。

進行役

ありがとうございます。皆さん上げてくださったようで、よろしゅうございました。ありがとうございます。

ここまで、議長さん、それから市長さんから予算についてのご報告をいただいてまいりました。最後に、会場の皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

1点、進行上のお願いをさせていただきます。

なるべくたくさんの方からご意見をいただくために、発言は1回につき1項目、2分以内でお願いしたいと思います。2分経過いたしましたら、このような合図をさせていただきます。ご協力ください、お願いします。

では、初めはDブロックから、どなたか指名をさせていただきたいと思います。竹内さん、お願いしていただけますか。

インタビュー

竹内です。それでは、どなたか。失礼いたします。

こんにちは。きょうはどちらの地区からお越しですか。

会場の市民

西部地区です。

インタビュー

ありがとうございます。ここまでのところで、何かご意見、ご感想などありましたら、よろしく願いいたします。

会場の市民

初めてきたから、あまり感想はないのだけれども、そうかなと思って聞いていました。それだけです。

インタビュー

ありがとうございます。以上です。

進行役

ありがとうございます。次は、Cブロックからどなたかお願いしたいと思うのですけれども、加藤さんお願いします。

インタビュアー

Cブロックの加藤です。では私は、どちらの、こちらにとってもすてきなお召し物を着た方がいらっしゃいます。こんにちは。どちらからいらっしゃいましたか。

会場の市民

新城市です。

インタビュアー

私もそうです。よろしくお願いします。

会場の市民

初めて参加させていただきましたので、内容的に理解できない部分がたくさんあります。申しわけありません、勉強不足で申しわけないですけれども。

インタビュアー

ありがとうございました。以上です。

進行役

次は、Bブロックからどなたかお願いを、指名をしていただけますか。

インタビュアー

Bブロックですが、偉い人が多いですね。年の僕と近さの眼鏡をかけた方。きょうはどちらからお見えでしょうか。

会場の市民

鳳来地区から来ました。

インタビュアー

では、初めてのご参加ですか。では、簡単でいいので、感想を。

会場の市民

若者がこういう市政について知る機会はなかなかないので、とてもいい機会だなと思って来ました。ありがとうございます。

インタビュアー

ありがとうございました。以上です。

進行役

ありがとうございます。大変励みになります。うれしいお言葉いただきました。

次は、Aブロックから、菅沼さん、お願いしてみてください。

インタビュアー

どちらからお願いしますか。ちょうど真ん中にいらっしゃる方をお願いします。

どちらからいらっしゃいましたか。

会場の市民

作手です。

インタビュアー

ご感想を一言お願いします。

会場の市民



予算編成の中で、地域が元気になるような

若者定住だとか、特に作手あたりは若者が少なくなっているという状況から、ぜひそういう予算も力を入れていただきたいと思います。
(拍手)

進行役

ありがとうございます。地域の課題を切実に感じていらっしゃる、そういうご意見だったと思います。ありがとうございます。

続きまして、ぜひ発言したいよという方がお見えになりましたら、挙手をお願いいたします。では、あちらに。

会場の市民

緑が丘の福田と言います。

きょうのプレ市民総会ですけれども、同じ日に、設楽原の決戦場まつりというのがあります。なぜきょうの日にこの総会をしたのかどうか、どちらが優先になっているかわかりませんが、いずれにしてもやはり、5月5日ののぼりまつりとか、そういう大きなイベントを新城でやっているのに対して、なぜバッティングするのか。やはりそういうところも大事なことはないかと思います。こういうことも大事なんでしょうけれども、やはりそちらの、そういうイベントもあったら、そちらのほうに優先的にもっとバックアップしてあげて、もっと盛り上げてもらう。新城を活性化するためには、やはり同じようにバッティングできるだけ避けて、会合なり開いてもらえれば、ありがたいと思っています。

この中の意見と違いますけれども、そういうことをお願いいたします。(拍手)

進行役

ありがとうございました。

ほかにご意見ございましたら、お願いいたします。

会場の市民



東郷地区から来ました天野です。

議長さんの中にも、安心、災害に強いまちづくりですか、市長さんの中にも、そういった災害ボランティアの活動というようなことが、この中の方針の中にあるわけですが、特にこの地区は、地域ごと広い地域を背負っている新城市だということ、特にこのごろ何か災害になると、自助、共助、それから最後に公助という言葉が盛んと言われているわけですが、新城市では、特に地域地域に対する災害リーダー、要するに防災リーダー的な養成というものをつくって、そして地域でまず、発災時に即行動をとるといふことで、そのような養成講座の計画がとおりかどうか、伺います。

進行役

ありがとうございました。

もう一人、お願いしたいと思いますが、ではこちらの方お願いします。

会場の市民

新城地区です。

去年、私は認知症の母をみとりまして、15年介護しました。そして、豊田から単身赴任で来ていたのですけれども、この3年前に新城市に住所を移したのですけれども、社会福祉協議会で、にん・にんの会というのをやっています、認知症の方の家族の方が集まって話す場があるのですけれども、私も去年

12月の半ばに認知症の母をみとってということ、この市民文化会館でお話させていただいたのですけれども、200人以上の方が見えてくださって、保健所が主催でやってくださったのですけれども、そういう方面に対して市からの援助というものがもっと、もっといただきたいなと思って、お話をさせていただきました。

以上です。（拍手）

進行役

ありがとうございました。

もうお一人ぐらい、時間ございますので、おありになりましたら挙手をお願いしたいのですが。では、お願いいたします。

会場の市民

鳳来地区の山吉田から来ました、豊田と言います。

歳出のほうをもっと考えなくてはいけないのではないかなと思うのですが、例えば、今のこの冷房、きょうは少し寒過ぎるのです。背広を着ていてやっという感じです。だから皆さんにお話すれば、冷房を切ることはオーケーいただけるのではないかと思います。きょうはかなり温度が低いと思います。そして、市の施設の中でも、すべての施設が冷房をつけっぱなしということがあると思うのです。今、ノータイだとか、そういうことで、節電ということをやってみえますが、節電でなくて減電、電気を減らすということをして市あるいは市民でやるべきではないかと。とりあえず、市の施設については、当番制にして、半分ぐらいは冷房、冷暖房をとめるということをしなが、ついているところで事務をするというようなことをすれば、実際はかなり減電ができるのではないかなというふうに思います。

特別の夏日のときだけは仕方ありませんが、そういう形でやれば、市長室、議長室、すべ

てのところが、いてもいなくても、多分ついているのです。そのことをもっとやって、実際の電気を減らすということ、原発反対だとかいろいろ言いますが、反対する前に、まずは使っている電気を減らすことを考えたらいではないかなというふうに思います。

それから防災ですが、防災にとって必要なのは、水とトイレです。したがって、それをトイレ施設をつくれというのは大変ですが、トイレと水というのは、地震があっても使えるような状況にするということは、トイレはやはりポットン便所だと思うのです。それを公園、公民館、そうしたところにポットン便所をつくっていつでも使えるようにする、水は井戸をつくる、そういうところに井戸を設置するという基本的なことをやっておけば、水道がとまることは間違いないです。電気で水洗便所が使えないということもあるのです。そのことをやっておいて、それをつくったところは、1回使用ごとに100円を入れてもらうというような形で、管理費を取ってあげれば、必ず入れてくれるというふうに思いますので、そういう形でもっともっと、市民と市と一体となって、防災、それから減電、そういうことを考えていったらいいのではないかなというふうに思います。

以上です。（拍手）

進行役

ありがとうございました。

たくさんご意見を承ってまいりました。いかがでしたでしょうか、市長。質問もございましたので、それに対する回答も含めてお願いできればと思います。

穂積亮次

幾つかお尋ね、またご提案をいただきましたので、今この場でお答えできる範囲で申し上げたいと思います。

まず、地域防災の関係でありますけれども、

先ほど予算説明の中で省きましたが、自主防災会あるいは防災ボランティアへのコーディネーター養成の仕組みを、今年度新たに予算措置をしたところでありまして、特に、私どもここ数年の台風被害の中で、地域の速やかな安全の確保のために、区長さんや自主防の皆さん、あるいは消防団の皆さんとの連携がまだまだ足りないということを痛感しております。そういう意味では、事あったときに、地域が自立的に立ち上げられるような仕組み、またその設備の準備をしていきたいと思しますので、またいろいろとご提案もいただければと思います。

それから、認知症の方のお話であります、具体的なことについて、まだお話がなかったわけですが、おっしゃられたとおり、認知症に苦しめるその介護の方、大変なご苦労でご負担だというふうに思います。お話では、社会福祉協議会で皆さんとの関係でということでありましたけれども、私ども社協のほうとも連携をしっかりと、これからさらに具体的に、きめの細かいサービスができるようにしていきたいと思しますので、またぜひお困りになったこと、こういうものがあつたらいいということについてありましたら、直接でも、あるいは議会を通じてでもお話をいただければと思います。

それから、最後の節電のことですが、おっしゃられた趣旨は非常にそのとおりだと思います。私ども昨年、節電あるいは市民節電所、あるいはエネルギー対策本部を設置して、昨年は前年度比20%削減という目標を立てて、25%、夏の期間については、市役所、本庁を中心として節電をいたしました。今年度は、前々年度比25%削減を目標にしております。また、エアコンについては、温度、時間を設定してやっておりますが、市民の皆さんのご不便のないようにしてまいります。

それから、議長室も市長室もエアコンは個別でやっておりますので、その辺は暑さにこ

らえて頑張っていきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

進行役

ありがとうございます。

夏目議長にもお願いしてよろしいでしょうか。

夏目勝吾

たくさんのご意見をいただきましたので、私ども議会として、執行部側に対して一生懸命頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

進行役

ありがとうございました。

もし、きょう発言できなかったのだけれども、こんなことを思いついてしまったという方お見えになりましたら、お手元のアンケート用紙でございますので、こちらのほうでメッセージいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、皆様と一緒に予算について考えてまいりましたこの1時間、いかがでしたでしょうか。このプレ市民総会のような場が、議会、行政、市民の対話の場となり、相互理解を深める一助になればと願っております。

これをもちまして、進行役を退かせていただきます。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

司会

ありがとうございました。進行役の花田さん、お疲れさまでございました。

これをもちまして、1部を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

壁面のほうに、市民活動の方のパネル展示等もしておりますので、この時間をご利用いただきまして、ご覧いただきたいと思っております。

第2部
パネルディスカッション
「市民総会の可能性」

司会

それでは、2部に入りたいと思います。

本日のコーディネーターを務めていただきますのは、東京大学名誉教授、大森彌様でございます。（拍手）

続きまして、パネリストの方のご紹介をさせていただきます。

総務省の前地域力創造審議官、現自治財政局長の椎川 忍様でございます。（拍手）

新城市自治基本条例検討会議、委員長、前澤このみ様です。（拍手）

新城市長の穂積亮次でございます。（拍手）

新城市市議会議長の夏目勝吾様でございます。（拍手）

大森様、椎川様のプロフィールにつきましては、お手元の資料2ページに詳細のほうに記載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

本日のテーマは、「市民総会の可能性について」であります。

今新城市では、自治基本条例の制定に向けた取り組みを行っております。パネルディスカッションに入る前に、日本を代表する地方自治論の大家であります大森先生から、自治基本条例制定の動きが全国的に出てきた背景として、地方分権の流れについて、その中で行政や市民が果たす役割、心構えについて、10分程度お話をいただきたいと存じます。

それでは、大森先生、よろしく願いいたします。

大森 彌



こんにちは。国際会議の平和会議みたいな丸いテーブルで、大変いいですね。

きょうのプレ市民総会のこれが、象徴的な形です。皆さん方が直接選んでいる市長さんと議会の議員さんを代表して議長さんがお見えです。それから今回は、検討委員会の委員長をお務めになっている前澤さんもお見えです。椎川さんと我々は外から助っ人でして、助っ人はできるだけ全体がうまく運ぶようなことをするというのでございます。私にも質問したいことがありますけれども、きょうはまとめ役に徹したいと思っています。

最初に、ごく簡単ですが、お話申し上げたいことがあります。

まず、この市民総会ですけれども、実はご存じの方おいでかもしれませんけれども、日本の地方自治法には、住民総会という概念があるのです。日本国憲法は、地方公共団体には議事機関を置く、と規定しています。議会は必置になっています。ただし、この議会に替えて、有権者が集まる住民総会のおける仕組みがあります。ただし、これは、小さい規模の町村に限られています。本市は市ですので、したがってこの地方自治法上の住民総会を設けることはできません。したがって、市民総会とおっしゃっているのは、自称、要するに、はっきり言うと勝手に言っているということです。しかし勝手に言っていることに

意味があるのです。

普通、自治体では、直接住民が選んでいる市長さんと、議会を代表する議長さんが一堂に会して、一緒に情報を共有したり、質疑をしたりするという事は、ほとんどないのです。そういうことはやっていないのです。ですから、この市民総会は意思決定機関ではないのですが、重要な情報を共有し、理解を深め、住民の皆さん方と一緒に考える場をつくりたいというのは、それはそれとして私は意味があるものと思っています。

ただし、この試みは新しい試みですので、少し慎重にいろいろなことを考えながら、実際に動く仕組みを構想しなければなりません。今のところ私の手元にございます「たたき台」では、この市民総会の制度設計はほとんどなされていません。

現在は、もう少し進んでいると思いますけれども、すぐ気がつくことがあります。一体、市民総会はだれが招集するのかです。そして招集した市民総会では、何を検討することになるのですか。その段取りは、だれが事前準備をするのですか。そして、そこで語られたことは、どういう形で実現の運びになるのかということも、もう少し細かく決めませんと、場合によると混乱を生み出す可能性があります。したがって制度設計は慎重にしてください。それが何より大事だと。

しかし、臆せず、新しい試みに乗り出していただくことは、私はいいことではないかと思っています。それは何よりも、わが国の地方自治は、全体とすると、これまで、国が一番上にいて、都道府県があつて、市町村が一番下になるといった関係になっていましたので、できるだけ市町村で物を考え、事が運ぶように、地方分権改革をやってきているのです。これが、少しずつ進展しています。

日本の市町村と都道府県は、たくさんの仕事をやっているのです。させられているといったほうがいいのかもかもしれません。実は市町村

が自分たちでこうしたいと、こうするともう少し効率よくできる、もう少し住民の意向を反映したものができるとしても、なかなか霞が関の国の各省庁の規制が強いために、思うようにはできないのです。したがって、もう少し国の規制はずそう、緩和しよう、もう少しやりやすいような形に変えようということで、分権改革が進み始めているのです。

例えば、先ほども総合計画の話が出ましたが、きょう椎川さんお見えでございますけれども、わが国は、都道府県ではなく、市町村に限って、基本構想の策定を義務づけてきたのです。基本構想は議会の議決を要するのです。総合計画ですね。このたびの改革で、地方自治法にあった、この義務づけ規定を外したのです。したがって、総合計画をつくるか、つくらないかというのは、各自治体で決めることになりました。そのことは非常に重要な変化なのです。国が余計なおせっかきをしない。そのかわり、自治体で、自分たちで考えてもらって結構だということになりました。

きょうは議長さんお見えですけど、実は議会についても規制の緩和が行われました。議員定数は、地方自治によって、その上限数が人口規模によって決められてきたのです。どこの自治体でも、これを基準に条例で議員定数を決めてきました。この上限を下回るように議員定数を削減すれば、財政難の折ですから、何とかクリアするだろうと思いつきました。この上限規定が廃止されているのです。したがって議会は、何人で議会を構成すれば、議会の任務が果たし得るかということも自主的に決められるのです。そういうことが進み始めています。

地方分権改革にはもう一つの側面があるのです。市町村ができるだけ事が運びやすくする改革を進めているのですが、その市町村が持っている事務権限をどう行使するかということがあるのです。きょう予算の話が出まし

たけれども、予算編成権をどういうふうに行使するか、それを、住民の皆さん方の意向、住民の皆さん方のさまざまな意見が反映するような形で、決めていきたい、決めていこう、決めるべきではないか、それが住民自治の本筋になっているはずではないかということです。住民の皆さん方が地方自治の主人公だからです。

わが国では、地方自治のうち、住民自治の面が少し不十分だったのです。だから、住民の皆さん方は分権改革が進んでいるとお聞きになっても実感が湧きにくい。各自治体で自分たちの事務事業を遂行するときに、どういう仕掛けをつくれば、住民の皆さん方が、このまちは自分たちのもの、地方自治は自分たちのものだとということが実感できるかが大切な課題なのです。

実は、今回の自治基本条例の試みは、住民の皆さん方が、そういうふうに見えるように、自分たちの自治はどういう考え方で、どういうルールで運んだらいいかということを決めようとしているということなのです。

したがって、4年の任期で選ばれる市長さん、同じく4年の任期で選ばれる議員さんがどういう人になろうか、自分たちの地域の自治はこういう考え方で、このルールでやっていきたいということを、条例によって決めようとしているのです。これに重要な意味があるのです。

したがって、仮にこの条例が定まりますと、それ以降、選ばれてくる市長さんも、議員さんたちは、このルールに従って自治体を運用していただくことになる。もし必要があれば、このルールそのものを直していくことになる。そういう住民自治の活動のとりでになるようなものをつくろうとされているのです。そのことが、全国で起こり始めているのです。

もちろん、住民の皆さん方は、日常生活ではやることがいっぱいありますから、四六時中、市政に関心を持っているわけではありま

せん。肝心なことは、自治の運営は市長さんや議員さんに全部を任せない、大事なことは自分たちの意向が反映する仕組みをつくり、それを通して決めていただくことなのです。住民の皆さん方がその仕組みをどう使うかは、住民の皆さん方の意欲と都合によって決まってくるのですが、必ず参加しなければいけないということではなく、参加の仕組みは保障しますので、参加できる人はしてくださいということです。参加を実効あるもののためには、必ず十分な情報が伝わっていなければなりませんから、情報共有の機会と場を設ける必要があるのです。

きょう、市の予算がこうやってつくられていると、議会はどのように頑張っているかということが伝えられたというのは、情報が共有されることに意味があるのです。全国の自治基本条例の最も重要な骨格はここにあるのです。情報の提供と共有と、それに基づく意見交換、これを、どういう仕組みとルールで行いのか、それをだれが読んでもわかりやすい形に書いていく。

平成21年度で見ますと、全国で182市町村が自治基本条例をつくっています。少しずつ増えてきていますので、新城市は、もう一番ではないのです。慌てることはありません、じっくり腰を落ち着けて、プロセスを大事にしながら、より多くの住民の皆さん方が、これは自分たちのルールだと思えるような、そういうのをつくり出す必要があるというふうに私は考えております。

ざっとですが、そんなふうに考えていいものと思っています。

それでは、次に、椎川さん、お願いします。

椎川 忍



椎川でございます。私は今、自治財政局長という職にありまして、今日のテーマの自治基本条例は、全く門外漢であります。なぜ呼ばれたのかなというふうに思ったのですけれども、実は、豊田市で地域内分権のシンポジウムをやりましたときの縁ではないかと思っております。前の市長さんでしたけれども、3期の任期中に市町村合併があり、その後取り組んできた地域内分権の実績を全国の市町村にも知ってもらいたいということでシンポジウムをやりました。その時に大森先生とご一緒させていただき、新城市の方ともお会いしたように記憶しています。普段もたびたびご一緒させていただいているのですが、それは自治大学校長という職をやっておりましたときから、たびたび、年に数回以上ですか、ご一緒させていただく機会ができて、弟子みたいなものですから、弟子と言っては少しできが悪いのですけれども、薫陶を受けているものですから、いつも大森先生とはこうやっておつき合いをさせていただいています。

今日は、所管外のことなので、少しピント外れな素人感覚みたいなことを申し上げるかもしれませんが、ある意味、皆さん方と同じような疑問を持ちながら、しかし36年間も国と地方で、地方行政のことをやってきましたから、そんなにおかしなことを言うこ

とにはならないだろうとそう思ってまいりました。

私の現在の仕事は、分権の中でも、例えば、もっと市町村が税金を自分たちでとれるような仕組みができないだろうかとか、あるいは自分たちでもっと財源をきちんと確保して、自由に使えるようなことにできないだろうかとか、市長さんと議長さん、議会、それから住民の方々とそういう財源の使い道を、もっと自由に決められるような仕組みにならないだろうか、こういうようなことを中心に、やらせていただいているわけです。前職の地域力創造審議官は、2年間やっていましたけれども、地域の活性化とか地域おこしとか、そういうことを2年間にわたって、平日も週末も含めて全国を歩き回ってやっておりました。今でもそのくせがなかなか抜けませんで、週末はこうやって頼まれればどこへでも出ていくということをやっています。自分の目でいろいろな日本の地域の素晴らしいところ、それからもう少しこういうふうにしたら良くなるのにねというようなことを、自分で考えて、感じていくということが大事だろうというふうに思っていて、そういう活動をさせていただいています。

たまたま「緑の分権改革」という少しわかりづらい名前の政策が、平成21年度の秋から提唱しましたが、これは本にも書かせていただいていますけれども、副題としてつけましたように「あるものを生かす地域力創造」ということなんです。あるものを生かした地域おこしというふうに言ってもいいと思いますけれども、これは昔からある考え方です。再生可能エネルギーの問題、全量固定価格買取制度というのが、ちょうど今日から施行されているわけですが、その問題に焦点を当てて、例えばこの新城の人たちが、今まで電気を買うしかなかったけれども、今日からは自分たちで電気をおこして売ることができるようになるということです。土地、水、太

陽からものを生み出すというのは、農業の基本です。その農業の基本にのっとなってエネルギーをつくり出して、これまで買うしかなかったものを、自分たちでつくり出すということは、地域経済にとってはすごく大きなことです。

そういうものを一つの旗頭としながら、農業の問題、山の問題、あるいはまちなみ保存の問題、それから大型の観光資源がなくても地域おこし型観光できるといったような問題、それから、昔から日本は、何とんでも水を基本にした国ですから、そういう水をどうやってこれから地域のビジネスに結びつけていくとか、そのようなことも含めまして、政策を展開していこうというものです。結局、世界中どこにでもあるようなもので、グローバルゼーションの中で戦っていくということも必要なことですが、これはこれとして一生懸命やるとして、日本には世界の国が持っていない大変いいものがたくさん残っているわけですから、そういうものを生かして、日本にしかないものと世界に打ち出していくと、世界中にそういうものが売れることになります。そのことによって、地域から富がわいてくるような構造をつくって、決して強いものだけが生き残り、そのおこぼれで生きていくのではないという地域をつくりたいという考え方なのです。

そういう事例もたくさん出てきています。国も平成21年度からかなりの予算を投入して、地域にいろいろな事業をやっていただいています。しかし、最終的には、そういうものを後押しするために、今までのように補助金行政でやるのではなくて、経済社会システムそのものの転換を図ることによりやっていこうというものです。今国会で消費税の議論がされていますように、日本の国というのは、社会保障の関係経費が、毎年国と地方合わせますと2兆円ずつ伸びていきます。皆さん方ご存じのように、消費税1%、2.6兆円ですよ。

ですから、これからまでのように地域おこしとか、地域活性化とかということに、非効率だからそこを補助金ですべて埋めていってしまうということはできない時代になってきています。

ですから、むしろ社会システムや経済のシステムそのものを法律で変える。例えば先ほど申し上げました再生可能エネルギー電気です。今までだったら、電力会社はそんな高い電気買わないよということですよ。しかし、太陽光で発電したら42円という高い価格で20年間、電力会社を買取義務をつけるということです。これは法律で義務づけなければ絶対できません。

そういうふうに経済社会システムを変えていくことによって、日本が持っているいいものが、富を生み続けられるように、あるいは再生できるようにしましょうというのが、「緑の分権改革」です。これはこれから日本が考えていかなければいけないテーマです。教育の問題についてもそういうことがあるでしょうし、農業の問題、一次産業の問題についてもそういうことがあると思います。

当面は、補助金とか融資というのでも必要かもしれませんが、行く行くは、法律によって、その経済社会システムを変革し、グローバルゼーションとか、強いものが勝つという弱肉強食とか、市場原理だけが一番いいものだということではなくて、昔の日本の農山村が持っていたすばらしいものを少し取り戻す、そういう中でやっていけるようにしようという政策です。そういうことを本にも書かせていただいています。

それからもう一つ私がテーマとして持っているのは、先ほど行政という言葉がありましたけれども、私は、公務員の役割を強調してきています。「新しい公共」とか、「住民協働」というときに、重要なのは、行政というよりもそれを担っていく公務員の人のことです。「地域に飛び出す公務員ネットワーク」とい

うのをつくってしまして、地域活動とか、社会貢献活動をやる公務員の皆さんが、ネット上ですけれども全国で今2,000人以上寄り集まって、メーリングリストで意見交換をしたり、いろいろな行事をやっています。それを応援してくれる首長連合は、今は60人ぐらいになりました。首長さん方も集っていただいまして、公務員一人一人が単に、朝8時半から夕方5時半まで机に座って役場を運営したり制度を動かすだけではなくて、地域そのものをどうするかを考えていこうよということです。地域経営に皆で参画しようということで、ぞうきんがけでもいいし、リーダーになってもいいと、そういう活動をやっています。そういうことが受け入れられるような役所であり、地域でありたいということです。

そういう活動をやらせていただいております。そういう意味から、きょうの住民総会というのは本当にびっくりしたのですが、大変多くの方が一生懸命集まってこられて、そういうことと公務員の方々の活動というのが、うまくこれから融合していけばいいなというふうに思いました。住民総会というのは、おおよそあまり聞いたことがないので、総会って1,000人とか集まるのかなとか思っただけでびっくりしたのですが、そんな少しピント外れなことも申し上げながら、これから議論に参画をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

大森 彌

世間で、総会といえば株主総会と総会屋が想起されますね。椎川さんのお話の中で出てきたことで、きょう私うれしいのは、僕らのテーブルにあるのは新城茶なのです。普通こういうボトルは、地域以外の銘柄のものが出てくるのです。これは地産地消なんです、自分たちのところでとれたものは、まず自分たちで消費することは原則ですよ。椎川さんが言われた緑の分権改革は、そのことなのです。

とてもうれしい。みんないただいて帰ります。

もう一つ、公務員の話が出ましたが、新城市は市長さんの考え方もありまして、今まで自治大学校にも研修生を派遣されていますし、私がお手伝いしています、全国地域リーダー養成塾の塾生にもお出でになっています。この市は職員の育成についても大変熱心なところだというふうに言っているものと思っています。

さて、この市民総会の根拠になっています、自治基本条例は、今文書を練り始めていますので、まずこれについて、前澤さんからこの取り組みについて、どういうことを期待しながらおやりになっているか、ご発言いただきます。前澤さんのお名前、このみさんと言うのですね。恐縮ですがけれども、ご家庭があるのでしょう。ご亭主がいるのですよね。ご亭主は、あなたのことを「このみ」と思ったのでしょうかね。お名前とピッタリしているのではないかと想像しながら、ご発言を促したいと思います。

どうぞお願いします。

前澤このみ



この条例をまず、自治基本条例をつくるということで、市民の中にも公募があったのです。そういう委員になりませんかということで、昨年春から始まったのですが、そこで41人の市民の人が公募の委員になって、この検討会議というのがスタートしました。

実際の流れは、一部のところで田村さんが説明して下さったのですが、条例って、まずご縁がないところで、私自身もそうですがスタートしています。ただ思うことは、私たちのまちが、ずっと暮らしていけるようなまちであるといいねということ。それから、小さな市民活動をしておりましたので、目的を持った市民活動をしている人と、それから行政区というか、地域の地区の中で活動しておられる方がうまくお互いにつながり合って、もし問題、課題があるときは一緒に相談して動いていけるようなルールができるといいなということをおもいました。

実は、行政の方、役所の方に対しても、私たちと対立するとかそういうことではなくて、私たちの共通の事務の仕事をしてきている人たちという意識がありましたので、そういうところで住民である私たちと行政で働く職員の方たちと、市長さん初めそういう人たちと、いろいろなところで情報を共有したり、あるいは一緒に行動することはできないだろうか。議員さんを、私たち実は選挙のときに投票するのです。議員さん選ぶのですけれども、その後、議員さんがどんな活動をしているかという、議会の傍聴もあまり行かなかったりして、私たちこれでいいのかな。

これをずっとずっと続けてきて、いったい私たちのまちはどうなるのかしら、どこかで私たちは、少し無責任になっていなかっただろうか、あるいは、もっと私たちが普段の暮らしをしながらできることがあるのではないか。そのような思いから、検討会議のメンバーは、年齢も職業も本当にまちまちの人たちが集まって、条例を考えていこうということになりました。

ですから、ある方に言わせると、「そんな素人が寄ってたかってどうなるだ」という、思っておられる方もあるかと思いますが、でも素人というか、確かに私たちは法律とかそういうことに関してはプロではありませんが、

毎日毎日の仕事は、それぞれ仕事とそれから家庭、地域で暮らすということについては、みんなプロだと思います。そんな意味で、私たちが本当にずっと暮らし続けていける私たちのまちのあり方、そのときに私たちは何をするか、行政の方にはこんなことをしてほしい、あるいは議員さんたちにはこんなふうであってほしい、そしてお互いに対立するのではなくて、手をつないで一緒に前に向いていきたい、もうその思いが一番で、ごめんなさい、あまりきちんとした言葉で申し上げられなくていけないのですが、そんな思いから、検討を進めてきました。

ただ条例をつくるということがこんなに大変なことだとは思わずに、やりましょう、やりましょうと思ってしまったことを少し後悔しながら、それでももう一歩みんなで手をつないで出たらいけるのかなというふうに思って、今ここにおります。（拍手）

大森 彌

ありがとうございました。

市長さんは、どんな思いですか。

穂積亮次



私は、先ほど大森先生が、従来の国と地方との関係から、変わってきたよということをおっしゃられました。それを私どもの立場に引き寄せてみると、市長というのは大変大きな権限を持っているわけですが、その権限の

多くが、以前は国の代理機関、代官みたいなものが半分はあったと思うのです。住民代表であるとともに、国の出先機関である、そういう性格を色濃く持っていたと思うのですが、それが一応形の上では対等だよということになり、自治事務が基本だよということになってきました。そうしていくと、以前の私どもと市と、きょう議長さんがお見えであります、市長と議会との関係というもの、あるいは住民との関係というのも当然変わるべきであろうし、変わらざるを得ないであろう。

どう変わっていくのかといいますと、私は議会でこんな答弁をさせていただいているのですが、市長と議会とは、議場の中では相対し合って牽制をし合ったり、批判を受けたり、質疑を受けたり、最終には議会の議決を受けて我々が執行すると、そういう役割分担が極めて鮮明になっているのです。

が、議場の一步外に出た場合、住民に対しては、議会と市長は共同の責任を負っているのではないだろうか。その自治体の経営をするのは我々両輪でやっているという自負でやっていますが、それを住民に直接共同の責任を負っているということを実行する場というのが、実はないではないかというのが、私は思っていましたところ、前澤さんたちから、市民総会という言葉が出てきました。

これは、そのいろいろ位置づけですとか、どういうふうに法的に規定をするのか、権限は何だというのは、今回込み入った問題たくさんあると思うのですけれども、私としては、議会と市長とがそれぞれの立場、権限から、住民の皆さんに対して共同の責任を明確にする場として、この場を位置づけていきたいなという気持ちであります。

それは翻って言えば、住民の皆さんから見れば、よりよき市長、よりよき議会をつくるのは、究極のところ住民の力、住民の責任だと思うのですが、それをやりとりする場というのがなく、ないというのはおかしいですけ

れども、4年に一遍の選挙というのは、だれに任せるかを決めるところですがけれども、その任せた人間を何をしているのかを、議場の中は先ほど言ったように、すべて議長さんが采配を振るって、執行機関と我々との間で決められた前例、法にのってとってやりますけれども、当然、住民の皆さん、傍聴等しておりますけれども、そこではあくまでも傍聴者でしかありません。もう一つの主体として、かかわれる場があってもいいのではないかなと、そういうふうに思って、この市民総会という提案について、私自身はとていいことではないかなと、何とか実らせる方法を考えるのが、私の一つの責任だなというふうに思わせてもらって来ました。

以上です。

大森 彌

先ほど、予算の要望について議長さんからお話ございまして、あれは質的な改革を行ったのではないかと理解しました。会派が会派ごとに要望するのではなくて、常任委員会が要望するのは、あれは議会の要望になっている。常任委員会は、幾つかの会派の皆さん方が集まって委員会をつくっていますので、そこである種の合意がなされない限り、市長さんに対して予算要望はできませんから。新城市の場合は、自治基本条例の前に議会基本条例が定まっているのです。

したがって、きょうの議長さんのご報告は、議会改革が実現している様子をお話になっていました。同じ予算要望でも、個別の会派が要望するのではなくて、常任委員会が要望することによって、議会活動全体の強化が行われたのです。それは、議会基本条例に素直に従ってやればこうなったということだと理解できます。議長さんからは、多分、議会基本条例を制定されるときに、いろいろご苦労があったと思いますので、その一端などをお話いただければと思います。

夏目勝吾



それでは、議会基本条例制定に当たっての思い、あるいは苦労について、若干お話をしてみたいと思います。

議会基本条例制定に至った思いについて、政治の仕組み等について、若干含めながらお話を進めてまいりたいと思います。

国の場合は、国民は選挙で国会議員を選んで、その国会が総理大臣を選んで内閣をつくっているわけであります。いわゆる一元代表制をとっておりますが、都道府県、あるいは私ども市町村の地方公共団体では、ここでは新城市を例に申し上げますが、市民は一人の市長と18人の市議会議員をそれぞれ選挙で選び、市長と市議会という二つの民意で政治が行われているわけであります。いわゆる憲法第93条による二元代表制であります。

市長は主に市の事業を執行することを担当しておりますが、私ども議会は行政の動きをチェックすることや、市長が行おうとする事業が本市の本当に市民のためになるのかどうか、18人の議員で議論し、市の意思を決定する役割を担っているわけがございます。

こうした中で、現在人口減少、あるいは地域医療の確保、雇用環境の整備などが山積する地域課題を解決し、よりよいまちづくりを進めるために、市議会では公正性、透明性など市民に開かれた議会、市民参加を推進する

議会を目指して、議会の議論により多くの市民の皆さんの意向を反映される仕組みが必要であると結論づけたわけ、議会や議員はそのために何をしなければならないのかを定めた、市民と議会とのルールブックとして、議会基本条例をつくったわけでございます。

次に、策定に至った経緯ですが、議会基本条例については、平成18年ごろから全国の地方議会で制定の動きが次第に出てまいりました。そうした中で、新城市議会におきましても、先ほど申し上げてまいりましたように、市民に開かれた議会、議会の市民参加をどうすべきかなどの議論が高まってまいりました。そして、平成19年から約2年間研究を進め、議会運営委員会において、議会基本条例の必要性の議論から始まり、議会基本条例のもととなる素案の作成まで、至ることができたわけございました。

平成21年11月には、任期満了に伴う議員選挙が行われたわけであります。新たに現在の定数18人の議会体制となったわけでございます。ここでは、改選前の議論を引き継ぐ形で、議会改革特別委員会を設置いたしまして、議員任期の中間となる平成23年9月定例会を目標に、条例を議員提出いたします条例素案のもとに、真剣な議論を進めてまいりました。

明治大学や東京財団から助言を受けたほか、市内9カ所でタウンミーティング等を開催して、市民の皆様の多くの方のご意見もお伺いするなどして、目標どおり昨年9月定例会で条例を制定することができ、10月1日から施行に踏み切ったわけでございます。

策定に当たり、苦労した点でございますが、素案の作成には、やはり先進市議会の調査や研究を行い、取り入れるべき項目は取り入れることとしたものの、なるべく新城市の独自性を持たせること、市民の意見をどのように取り入れていくか、またどのように実効性を確保していくかなど、議会改革特別委員会を延べ32回開催し、納得のいくまで議員間の議

論を重ねて検討をしてみたいです。

これが、議会基本条例が制定されるまでの経緯でございました。

以上が、議会からの感じた点でございます。ありがとうございました。

大森 彌

非常に丹念なご発言を用意していただきまして、ありがとうございます。今お話ございましたように、少しかたい言葉で言うと、日本の地方自治は、ここで言うと市長さんと議員さんを両方とも直接住民が選んでいる、別個に選んでいる。したがって、代表機関が二つになっているのです。この二つの関係が以外と難しい場合があるのです。市長さんを選んだ民意と、議会の構成にあらわれた民意がずれるということがありうるからです。したがって、この二つの機関でさまざまな調整をしなければいけないこと、場合によれば、大きな対立が起こる。

最近のケースでいうと、首長さんの中に、少数ですが、独走型の首長が出てきて、議会・議員をたたけば票が集まると思うようなタイプの人が出てきました。私は少し危惧しているのですけれども、もともと、2つの代表機関の関係は難しいことがあるのです。

それで、この基本条例をおつくりになる場合にも、市長さんの役割、ここでは行政と呼んでおりますけれども、市長及び職員・議会の役割はどういうふうに規定するか、結構大事ですので、少し議会と市長さんの役割について、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

最初に、きょうは予算のことが出ましたので、椎川さんから、それに結びつけて、長と議会の関係などについてどのように考えていけばいいか、ご発言いただけますか。

椎川 忍

私も地方団体に4回勤務しました。県だけ

なので、市町村のことはあまり詳しくありませんが、私の勤務した経験では、日本の地方自治制度というのは、二元代表制ということですけども、圧倒的に首長さんが強い権限を持っている二元代表制であるというふうに思っています。当然、地方自治法で、首長さんの権限と議長さんの権限がしっかり規定されていて、部分的には議会が自分たちの権限が拡大することができる部分もちろんあるわけですけども、基本的な構造としては、首長さんが非常に強い自治制度だというふうに思っています。その中から、いろいろな現実な問題というのも起きてきているような気がしております。

例えば、先ほど前澤さんから、議員さんの選挙はするのだけれども、その後、議会の傍聴に行ったこともないというお話がありました。これは日本では珍しいことではありません。よほど大きな争いがあれば別ですけども、あるいはよほど大きな自分たちの関心事があれば別ですけども、日常的に議会に傍聴に行く人は、ほとんどいないのではないだろうかと思います。特に、私も、県に勤めていましたから、県議会というところになると、大体質問する議員さんの後援会の人があるぐらいで、一般の住民の方が、議会の様子を見に来るということはほとんどなかったような気がいたします。

そのことはなぜ起きているかという、原因があるわけです。例えば、私は山陰に勤務してましたから、隣の県に片山善博さんという知事がおられました。今慶応大学の教授ですが、前の総務大臣ですね。彼は鳥取県知事時代に、議会に対する根回しとか、議案の事前説明とか、そういうものを一切やめると、自由に議会で議論してもらって、修正するのは修正すればいいのではないか、否決するのは否決してもらってもいいのだと、議会で大いにそういう議論をして、活性化をすべきだということを行ったわけです。これも極端

なこと、ある意味説明しないなんてことは本当はあり得ないのですが、いわゆるアンダーテーブルで根回しするというようなことをあまり過度にやると、議会の議論が形骸化するから、それはやらないということなんです。

例えば、我々二十数年前に勤めていたところでは、質問の中身、これは通告ということでもらってくるわけですが、答弁の中身を見せろと言われるんですね。そしてそれが気にいらなければ、もっとこういうふうに答弁しろ、あるいは気にくわないからそれは再質問するからこう答えろと、こんな打ち合わせまで実はやっていたような自治体もあったわけで、そうすると、表の議会の議論というのは、いわばつくりごとになるわけです。真剣な議論ということがなくなってしまいます。

ですから二元代表制といいながらそういうことが、昔ですよ、今ではありませんけれども、行われていたということが、ある意味住民に議会が見えにくいということにもなって、そこで議会改革という話が出てきたんだと思います。平成22年までのデータしか手元がありませんけれども、167の市町村で、議会基本条例というのができています。そして、中身はまちまちですけれども、むしろ自分たちに今までとは違った、少し負荷をかけて、住民にもっと開かれた議会、あるいはわかりやすい議会にしていく、もっと議会そのものの議論をきちんと住民に公開しよう、CATVで放送しようとか、あるいは報告会もしようとか、そんな動きができていないかと思っています。条例は、議会のほうにも提案権があるわけですから、もっといろいろな条例を議会で作っていかうとか、そういうような動きにもつながってきているのではないかと思います。

そういう意味で、首長さんの強い二元代表制の中でさらに実態的に弱かった議会というのが、少し自分たちもきちんと役割を果たそうというような風潮になってきているのでは

ないかと、そういうふうには私は感想を持っています。

大森 彌

市民総会が仮に条例化されて、こういう場に議長さんが出てこられることになると、議会としては、合議体ですので、結構難しいことに直面する可能性がある。そのようなことについて、議長さん、現在のところは、どんなふうにお考えになっておいでになるでしょうか。

夏目勝吾

私どもは、市長さんに対して、市民のためにこういうようなことをお願いをしたいということを使うわけですが、なかなか18名の議員が一堂に会して、うまくつながらないというような点があるかと思いますが、うちの市長は意外と取り入れていただけるものだと思っておりますが、なかなか難しい点があるかと思っています。

大森 彌

前澤さん、目の前におられる、この二人についてお聞きするのではなくて、市民総会になったときに、やはり市長さんと議長さんは違うでしょう、職というか、市長という職、あるいは議長という職が、どういうふうイメージされればいいのかということについては、いかがでしょうか。たまたま、どんな人かついたかによって、あまり変わってもらって困るので、お二人のことではなく、皆さん方の検討では、どんなようなイメージを今お持ちになっているのでしょうか。

前澤このみ

市長さんについては、やはり私たちの共通する事務をしている行政の長ということで、実際にみんなが納めた税金がどんなふうに使われていくか、そのことについて本当に具体

的に、日々の仕事を含めてそれを見ておられるかというふうにして、とらえています。

だから、選挙に投票に行くかどうかを抜きにしても、やはりそれは本当に私たちにとって共通の実際の実態のあることを管理するというとおかしいですけれども、そういうふうにしておられるというふうにとらえています。

議員さんに対しては、そのことを、ではどうなんだというふうに考えてくださる方、あるいはひょっとすると、私たちも行政の人も気がつかないけれども、もっともっと先のことを、ひょっとすると考えてくださるかもしれないという、少し期待みたいなものも含めております。

大森 彌

市長さんも、議長さん、議員さんも政治家ですね。市長さんは職員を率いている執行機関ですけれども、政治家ですから、政治家である限り、どんな方がそのポストについているかということは無視できない、と思うのです。先ほどの話とちょっと筋に違う話ですけれども。

仮にこういう市民総会風のものができたときに、たまたま皆さん方と相入れないタイプの人がかかると、結構、疲れがたまる可能性があるのです。そのためには、どんな人がついても、最低限、振る舞い方として、素養として、守っていただくことをどう書くか、そのことは重要になると思うのです。

そうすると、人によって変わる可能性がありますでしょう。今、良好の関係にあるから、進んでいるように見えますけれども、将来、こういう方ばかりが選ばれるわけではない、それを超えて、何かルールをつくることになるのです。それは非常に大事なことだと思うのです。ということを受けていただいて、市長さんはどういうふうにお考えになっていきますか。

穂積亮次

おっしゃるとおりだと思います。

市長と議会との関係というのは、本当に難しいものだと思うのですが、ただ私自身の実感としては、議会での議論というのは、ほとんど市政の全般を網羅していますので、どういう質問の出され方をするか、どういう立場、角度から指摘されたり、質疑されているかは違いますけれども、議会で一般質問で出された課題等々については、実は、例えば私どもが市長としてA案、B案あるけれども難しいが出さなければいけないのでA案だという場合には、必ずB案をどう検討しているのだと、こういう質疑が必ずくるのです。よほどおかしな議会でない限り、必ずそうなっていると、私は思います。

ただ、その議論のあり方が、住民の中に伝わっているかということ、ほとんど伝わっていないのが現状であり、それはメディアとか広報の力とか、こういう問題もありますけれども、何か関係性が邪魔しているものがあるように思うのです。それが従来の議会運営と、あるいは市政運営とのあり方が規定をしてきたのだと思うのです。

ですから、やはり椎川さんがこういうお立場で自治体は首長権限が強いということをおっしゃっていただいて、わたしも本当に意を強くしたのですけれども、行政権限がある意味では優先をし過ぎている。それによって、結局は議会としてはチェックの機関だということで、自分を規定するしかなかった時代というのが長くあったと思います。少なくとも国の機関委任事務については、予算上も議会を否決することはできませんでしたし、首長も拒否することはできないという中でつくられた関係が今まで引きずってきた。これからは、その議論をもっとオープンにして、右か左かを、本当に開かれた場で議論するのも必要だと思います。

私が市長に就任してからも、予算案が修正

されたことも何度かありました。それから、最近は、議会の知恵だと思うのですが、附帯決議というのがなされるわけです。今度の平成24年度予算については、例えば庁舎の問題については、これこれについて十分留意せよということは、議決はした、予算執行している、けれども、議会としてはこういう懸念をもっているのだよということをつきつけられてくる。ではそれに対してどういう対応をとったかは、必ず報告が求められてきます。ではその附帯決議をどういうふうに解釈するかということについて、予算案はもう数字ですからはっきりしているのですけれども、この場面になると、実際の執行の中では、いろいろな議論がまた蒸し返されてくる場合があるわけです。そういう場に住民の皆さんが本当に利害を身近に感じながら、コミットとしていただく仕組みというのは、これからの自治体にとっては不可欠ではないかと思っています。

大森 彌

きょうのこのプレ大会も、まだ自称市民総会ですけれども、市長さんと議長さんのほうから、ある情報が皆さん方に提供されました。それについて、会場の皆さんに、どんなご感想ですか、どんなご意見がありますかと聞いていますから、従来の役所言葉では、これは「広報広聴機能」なんですね。現に議会は議会報告会をやり始めた。市長さんは、各地域を回って市政懇談会をやっている。これは広報広聴機能ですね。

こういうことをやりながら、なおかつどうして市民総会が必要なのだろうか。これはやはり広く検討し、市民の皆さん方もそうだなと思っていたかなければいけませんので、少しその議論をさせていただきたいのです。まず、前澤さんから、現在のところ、市民総会という制度構想について、どのくらいまでまとめ始めていますか、できる限りのご紹

介で結構ですからご発言をいただけますか。

前澤このみ

まだ細かい点では悩みつつというところですが、まず市民総会をだれがやるのだということで、今私たち検討会議のメンバーがいるのですが、実は来年度にはもうこのメンバーは解散になってしまいます。だから、そこをどこのだれがやるのだということ、そういう委員会が必要なのではないかという話が出ておりますが、まだはっきりこういう人たちがこうしますという話まで決まってはおりません。できれば1年に1回できたらいいねという話もあります。

昨年度のプレのときには、必要に応じてやったらどうですかというアンケートの回答もたくさんいただきました。ではいつが必要なのだというのもまたこれ、どこかに規定は必要なのだろうと思いますが、私たち今の検討会議では、1年に1回定期的に開催していけたらいいねというふうに考えております。

実際、新城でこういうことはほとんどありませんし、普通に暮らしていたら突然市役所からお手紙がきて、当たったので来てくださいねと言われて、「えー」と言いながら日曜日に出てくるということもまずありません。ひょっとすると、一遍も市役所に行かないし、議会も傍聴に行ったことないし、広報も読まないしと、別にそれでも日常生活には差し支えはないのですが、でもそういうことに関心がなかった人も含めて、何かの形で出会う場、直接市長さんの話を聞いたり、あるいは議会からのお話を聞いたりする場というのは、やはり1年に1回ほしいというふうに考えています。定期的にできるかどうかということが一つ。

それから、それを運営していく、どういうふうに運営するのが一番いいのかということも、前回やって、いろいろいただいたご意見からきょうもまた計画していますけれども、

きょうやりながら、みんな頭の中で検討委員の人はこの辺で、ぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃと考えながらいるのだらうと思います。

本当にこういうふうにやりたいのだということをはっきりお話できたらいいのですが、例えば、テーマを決めるのにも、今回は予算ということであったのですが、ではずっとずっと予算の話を毎年毎年するのというのもまだ少し疑問でして、ひょっとするとそうでないテーマもあるのかもしれないということで、本当に今、「こういうふうに決まっています、皆さんいかがでしょう」というふうにお話ができたらいいなと思うのですが、実際には、これを言葉として決めていくというのは、まだまだとても難しいところだなというふうには思っています。

大森 彌

余計なお節介になるかもしれませんが、皆さん方の最初のたたき台では、ここはどこに入っているかという、「自治を創造する仕組み」に入っているのです。自治を創造する仕組みですから、仮にどういうふうに制度設計されようが、市民総会を開催する主役ですけれども、市長さんや議長さんではないと思うのですが。市民の皆さん方が聞き手になり説明を求めるような、そういう場でない限り、すべてその主催者に、説明・議論するテーマ、資料などの準備が役所側に移ってしまう。そこが一番難しく、皆さん方も、どうすればよいかをお考えになっていると思いますが、この自治基本条例の精神を体現するならば、この新しい試みの主催者は、市民の皆様方何らかの形で組織をつくって、責任をとってやる。そのかわり、それについてのさまざまの起こり得ることについては、市民の皆さんが対処するというでないといけないのではないかと、チラッと思っているのです。どういうふうにお考えになろうが自由ですけれども、今のことは、実は市長さんと議長さんに

とっても大事なことです。この点について、お二人からご発言をお願いします。市長さんから。

穂積亮次

今大森先生からいただいた課題は、実は第1回の昨年のプレ市民総会の後にも、議員さんの中でもいろいろ議論になったと聞いていますし、それが議会の一般質問の中でも出されたことがありました。では、市民委員会が検討会議を主催するとしたとしても、ではその正統性はどこにあるのか、だれを代表するのかという議論になりまして、ではそれが本当に形だけではないものに、単なる言いっぱなし、聞きっぱなしでないことにすればするほど、実際の持ち始めてくるので、それは一体だれを代表するのですかという議論がありました。

私が去年の何月の議会か覚えていないのですが、そのときにお答えしたのは、今大森先生が言われたご指摘のことと間逆のことを言いまして、それは議会と市長が腹におさめて、やろうと思えば制度的にはできるはずだと。例えば、市長が議会の側も諮問委員会とか審議会を設けることができますから、それを共同でやる審議会とか委員会と位置づけてしまえば、形の上では正統性を持ちますし、事務局の体制もできるし、推進体制もできるだろうと。

それにどれだけ多くの人を参加していただくかという形で、いろいろなものを考えれば、とりあえずの正統性は疑われないであろうということをお答えしたのですが、答えつつ、ということは、実際の今、前澤さんたちから、主催権を一たんこちらに預けてもらう形になってしまいます。それで果して市民総会と言えるかなというのが、今大森先生の言われた、突きつけられた課題だと思えます。

これを、では自治条例の中で正式に位置づけますというふうには、例えば市民総会実行委

員会のようなものを位置づけるという形もできるとは思いますけれども、いずれにしてもその段階では、市民と議会とそして私ども市長の側が、基本的に、先ほど言われた、どなたがだれであろうとも合意できる最低ラインというのを、どこかで踏まえていかなければならないし、それが果たして法的に正当かどうかということとを厳密に言われると、実証のしようがないけれども、新城市民のルールとしてはこうだというようなものをつくり上げていくのが、我々のこれからの方向かなということも考えております。

大森 彌

議会のほうでは、制度的には公聴会制度が使える。したがって、議会が、例えば拡大公聴会を開いて、その席に市長さんをお呼びすることも考えられる。全体の動かし方、根回しというか、回しは市民委員会がやってもいい。三者が協働でやってしまう。制度上はいろいろなやり方が可能になる。市長さんのほうは、拡大している住民参加の形式を取りつつ、全体として一緒にできるという仕組みにすることもあり得ると思うのです。いろいろ知恵が働かせて、あんまりぎしぎししないので、柔軟に運用できるということもあっていいのではないかと。

議長さん、こういう点どんなふうにお考えでしょうか。

夏目勝吾

私ども第1回の市民総会がここで開催されたときにも、ある議員がここへ来て報告会を兼ねて実施させていただきました。しかしながら、その中身がどのような中身で、どのような議論がされたかという、その後の検討されたと思うのです。この第1回のプレ市民総会が終わった後。そうしたのも、全く議会のほうには、どういう状況であったかというようなご報告もいただかなかつたし、

私ども議会そのものが理解が足りないといえればそれまでですが、このプレ市民総会というもの、一体どういう仕組みの組織であるかということも、はっきり申し上げて議会は承知していないというような状況の中で、「私どもにもここへ参加をしてくれよ」ということでありますが、今私どもの議会は、最終的に議会の承認を得なければならないというようなものについては、その委員会には参加をしないということを決めてあります。

そうした中でここへ出てきて、いろいろなことを申し上げることが、本当に適切かどうかということ非常に悩んだ末に、ここへ参加させていただいたというのがいままでの経緯です。また、このプレ市民総会というもの、本当に市民が寄った総会であるかどうかということですが、例えば、文化会館の大ホールなり小ホールなりで市民を集めて、大きな会場でやられれば、ある程度市民も大勢寄って、いろいろな話ができると思うのですが、無作為で抽出された方のご意見が、はっきり申し上げて本当の市民の声かどうかということは、私は少し疑問があるような気がいたします。

大森 彌

総会と言っているからなんですよ。椎川さん、今ご意見出ましたけれども、何か一言コメントを。

椎川 忍

全くそのとおりだと思いますし、きょうの予算というテーマ、私は非常にびっくりしたのです。個人が予算についていろいろ要望がある、それはもう普通のことで、常々日常的にそういうことが出てくる。それから、議会要望の話も、会派がやったり、政治家個人としていろいろな予算の提案をするということは、普通にあることです。しかし、これも少しびっくりしたのですけれども、議会が要望

をまとめるということになると、最大公約数に必ずなりますよね。でもそれをやるということはどういう意味かという、多分、予算というのは市長さんにしか提案権がないんですが、これを出してきたら優先的に認めるから出してこいというようなことになるから、これはある意味、予算の提案権がないのだけれども、すれすれ工夫して、提案権みたいなものを議会も少しやっていこうということだと思います。これは地方自治法という規制の中でのすれすれの制度的な工夫だと思うのです。だからそういう工夫は必ず必要なので、面と向かって地方自治法を無視しましたといったら、やはりそれはできないことだし、困ることなのです。

やはり、いろいろな工夫、先ほど大森先生が言われたように、既存の制度の中の組み合わせでもいいし、それから新しいものをつくるにしても、すれすれセーフというような仕組みをつくらないと、これはやはりなかなか大変だなという感じがしました。

どうやって市民の総意というものをまとめるかという、議長さんおっしゃったように、抽出された人の意見だけではそれは総意ということにはもちろんならないでしょうし、今の首長さんと議会の役割、議員さん個人の活動ではなくて、議会としての役割があるわけだから、その中でこういうものをどうやって、すれすれ成り立たせるのかという工夫なのだろうなというふうに思って聞いていました。

大森 彌

私のところの進行メモでいうと、ここらで、会場の皆様方から1、2、ご質問を受け、そのあと、この4人の皆様方の締めのお言葉をいただくことにいたしたいと思います。どなたか、ご質問なりご意見があれば、お願いしましょうか。

どうぞ。

会場の市民



先ほどの第1部で意見を言おうと思ったのですがけれども、ちょうどタイミングを逃してしまったので。きょうメモ用紙4枚書いてきました。長くなってしまうかもわからないけれども、皆さん聞いてください。

まず一つは、市民の市民総会ということで、市民の声を一人一人意見をもっと聞いてほしいと思います。例えば、議長さんが先ほど第1部で、20分ほど話をしました。1部のときに、ちょうど市民は2分間をお願いしますとかといって、予算のことについてよろしくお願ひしますと言っていたので、予算のことを話していると、少し話がずれてしまうなと思って、今まで意見を言えなかったのですけれども、例えば、私は的場というところに住んでいる今泉と申します。生まれは新城駅の近くで生まれました。今、新城駅の状態を見ていただくとよくわかるのですけれども、まちの中心市街地は、何年も前から言われているように、いまだにまだ何もできていないというのが現状です。駅や何かでもそうなのですが、私が子供のころに、よく駅の前で遊んだのですけれども、あそこの駅の今の駐輪場のところは、用水路だったので、よくそこで遊んで、すぐ駅の前には五平もち屋さんがあって、すごくノスタルジックな、すごくいいまちだったので。

いい景観だったので、駅自体も今は入口のところにベニヤを張ってしまって、

すごく皆さん、市民の方思っていると思うのですけれども、なかなか思うように景観がきれいにならないというか、5月になると連休のときに、自転車がバタバタ、バタバタ倒れてしまって、もちろんきちんと直すのですけれども、今1週間に火曜日と金曜日に毎朝10分だけ、うちは店をやっているのですけれども、スタッフみんなで掃除をしています。いつになったら一体そういうようなものやっていたりするのかとか、いろいろ余分な道をつくったりとかとかいうか、今度は新しい新庁舎もなるということで、すごい期待しているのですけれども、ただ残念なことに、体育館もなくなってしまう。ちょっとした運動ができるようなものもなくなってしまう。いろいろ議員の人にも聞いているのですけれども、いまだにそれはどういうふうになるかわからない。市民プールもなくなってしまうという、本当に新城すごくいいまちなんで、ノスタルジックないいまちで、すごく愛しているのですけれども、そういうことをすごく感じます。

ぜひ皆さん意見を、せっかくなのでこの場で言って、いろいろな意見を反映してやっていただければと、そういうふうに感じています。よろしくお願いします。

大森 彌

あと、もう一人、どなたかおいででしょうか。どうぞ。

会場の市民

この総会、基本的には間接民主主義を補完するという意味で、大きな意味があるのではないかと思うのです。なかなか我々の意見が伝わらないという中で、言いつばなしではなくて、そこで大事なことは、ここで出た意見が一定反映される担保がいるのではないかなと、そのあたり、難しいということが先ほど先生のほうからも、あるいは総務省の方か

らも出ただけけれども、やはりここで出た意見をきちんと反映される仕組み、あるいは反映されないとしたら、それはなぜなのかということの説明責任を果たす義務は、最低限出していかなければいけないのではないかなと思います。

新城について言えば、例えばかつて市町村合併があったときに、私は見ていまして、本当にきちんと民主的な議論が尽くされたのかということについては、大きな疑問を持っています。自分達のまちがなくなってしまうという中で、例えば、住民投票なしで本当によかったのかなということがあります。

あるいは、今は設楽ダムの問題で、何十年も前につくられた計画が、本当に今ニーズがあるのか。あるいは新しい時代のニーズがあるとしたら、こういうことなのだよということをやって、今は愛知県の都合であったり、国の都合で、一たん工事がとまっているような状況もあるのだけれども、これはやはり新城市民としても判断しなければいけないときに、やはりこれは最終的にはこのテーマについての議論がいるのだろうし、間接民主主義を補完するシステムとして、住民投票も必要だと思うのだけれども、なかなかそれが難しいということであれば、総会の場でいろいろな人たちが、市役所を通さずに直接的な議論をやって、それを行政の方、議会の方が聞いていただく。そこで出た大体の方向性については、きちんと守っていただくということは、必要なだろうというふうに思います。

それで、今話を聞いていて、一つのあり方かなと思ったのは、ちょうどこの時期、夏に、先ほどの1部の中で、大まかな来年度予算の編成作業がスタートするという中で、その前にやっていただいて、限られた予算をどこにどう使うかというのは、調整が非常に大事なわけだけれども、それについて今市民は大体来年度については、こういう方向の重点的な要望を持っているのではないかということは、

言って出していただいて、それは十分尊重した上で予算編成に当たっていただく、そういう中での大まかなしぼりをかけるというのも、一つのやり方なのかなということを感じました。

大森 彌

それでは市長さんと議長さんから、どういう形にしろ、仮に住民の皆さん方がこういう場に出てきてご発言があったときに、その場ではお答えにならなくても、その後どういふふうに考えて処理したか、これはこういう理由で当面はできないので、いつまでだったらこういう対応ができると、そういう応答するというか、説明するということがないと、聞きっぱなし、言っぱなしになってしまうのではないか。つまり、形骸化するというご指摘だと思いますし、大事なご指摘だと思います。どういう仕組みに進むにしろ、今でもそういうふうにしなければいけませんし、こういう新しい仕組みの中で、さらにそれを強めるということは、十分考えられますので、市長さん、議長さんから、今の会場からのご指摘について、どんなふうにお考えでしょうか。

穂積亮次

そうしますと、やはり条例なり、この市民総会、何という呼び名は別といたしまして、その中での市長の側の応答責任というのを、何らかの形で明記をしていただくのが一番いいと思います。それはいつ、どのような形でできるか、この場で答えられることもありますし、一定期間置いて文書でお答えしたりすることもあると思いますが、必ずしも応答責任をとることが、必ず必要だと思います。

それからもう少しつけ加えてよろしいですか。

今のお話を聞いて、もう一つ思ったことは、このような場合になりますと、どうしても市長の側、あるいは議会の側への要求とか、あ

るいはいろいろな思いがぶつけられてくるのですけれども、同時に、この場にお集まりの市民の皆さん同士の議論、口論を貫くといえますか、いや是があれば非がありますし、この要望も、取り上げろというのに対して、いやそんなことよりもこちらが重要だというご意見があると思うのです。それを市民の皆さん同士の意見を戦わすというのは少しおかしいかもしれませんが、ある一定の方向性を示していただく、我々にこれが民意だというのは、どなたか声が大きい人が言ったから、これが民意だ、聞けという意味ではなくて、ある一定修練されていく方向というのを我々見きわめながら、予算編成なり事務執行しているの、その点をはっきり手に取るようにといますか、皮膚感覚でわかるような場であってほしいなということを、きょう参加させてもらって思いました。

夏目勝吾

これは大変難しい問題だと思います。私も18名の議員がいるわけですが、地域地域でいろいろなご要望をいただいたわけでありませんが、これが相対的にすべての議員が一つの要望事項に沿って出てきたものであれば、これまた行政側のほう、執行部側に対して物が言えるわけですが、個々的に出てくるものについては、なかなか執行部側に対して、こういうふうにしてくれというのは、これはやはり個人の議員対執行部側との直接交渉になろうかと思います。それが出てきたものもいいか、悪いかの判断はもちろん議員のほうにもあるでしょうし、受けるほうの執行部側にもあろうかと思うので、非常にこの点はこれから十分議論をする中で、その方向性がどういう方向で市民の声を吸い上げていくかということを考えていかなければならないのではないかなというふうに、今お話を聞いていて痛感いたしました。

椎川 忍

私も実はNPO活動などをやっています、その立場で役所についてよく思うことは、やはり説明が足りないということです。特にできないことこそ、丁寧に説明をしないとイケないのだろうと思っています。そのできない理由も、法律がこうなっている、国の補助要綱はこうなっているというでは理由になっていないので、それを変えるべきなのか、あるいはそれは、こういう理由でこうなっているのだから、守らなければいけないのですよというか、きちんと説明しないとイケないと思います。要するに、これはこうなっていますというのは説明にならないのです。だから、これは市民の方一人一人に言われたときももちろんそうしなければいけないし、今日のような半ば公式の、市長さんも議長さんも出ておられるわけですから、必ず今日出たことはまとめていただいて、あるいは検討の時間が要するのであれば、少しこういう場で検討しますからお待ちくださいということで、答えていくというのがぜひ必要なことだろうと思います。私もそういうふうに市民の立場で思うことは結構あります。

それから、テーマについて、あまり細かいことに突っ込むと、個人の意見がどんどん出てきます。それも必要なことではありますけれども、私はもっと、今日出た新城のこれからの人口定住みたいなこと、あるいは新城の中でも地域格差がありますが、そういう地域の問題をどうするかという大きなテーマ、あるいは子育てとか教育というのは、非常に大事なテーマですよね。子供さん方も参加してくれている。認知症の問題も出ましたけれども、福祉とかも重要なテーマです。問題はこれから消費税も、もしかしたら上がるかもしれないという局面で、そういう大きなテーマについて、どういう方向性が望ましいのかを、徹底的に、議論するということは、ぜひとも必要だと思います。せっかくお集まりになる

のであれば、年に1回と言わず、どんどんやっていただいたらいいのではないかなというふうに思います。市長さんの権限の範囲内のこと、議会の権限の範囲内のことをやり出すと、それこそ対立的なことになりますから、もう少し大きく構えてやっていただくというのが重要ではないかなという感想を持ちました。

大森 彌

前澤さん、最後に。

前澤このみ

私たちこうであつたらいい、ああであつたらいいというのは多分、言うことはたやすいと思うのです。ただ言ったらやはり言った責任は取らないとイケないなというふうに思っていて、実は長いこと私たちは、例えば議会に対しても、行政に対してもお任せしていた、まあよさそうにやってくれるのではないかと、心の底でそんなふうに思っていたというところがあると思うのです。だから、「私何もしないけれども、こうやっておいて」とか、やってくれたことをあとで、「あれはよくなかった」と言い募るのは簡単だと思うのですが、そうではなくて、ではそこで私たちは普段何ができるだろうか、例えば予算がないですからという説明を聞かされたときに、「あっそう、お金がないの、ではしょうがないじゃんね」ではなくて、お金がなくてもやる方法があるのではないか、お金がない中で私たちにとって何が必要なのか、それはだれかにお任せではなく、それぞれ私たちが自分たちの中で自分に聞く、自分が何ができるだろうか、自分はお隣の人と何ができるだろうかということを考えていくというくせをつけるというか、今まで割とあんきに私たちは暮らしてきたような気がします。そうではなくて、私はどうだ、私の家族はどうだ、私のご近所の人はどうだ、そんなふうにして考えるそういう

くせと、できる人ができることをしていくよという、そういう覚悟というか、決意というか、そういうものを持っていかないといけないのかなと思っています。

大森 彌

私きょう豊橋のほうから来たのですけれども、新城の駅をおりて、こちらから来ると、鉄橋をわざわざ歩かされるのです、雨の中。不便な駅ですね。それから、改札を出ると、やはり駅は、そのまちの顔ですけれども、「ああ、いいまちに来たな」と、そうならないという感じでした。先ほど会場から駅前のこと出ましたけれども、やはりまちの顔については、JRは最近渋いですがけれども、皆さん方の御努力で、ああいいまちに来たなと思わせるような風景がほしいなと、チラッと思いました。

最後に一言。この新城市は、1市1町1村で合併しました。合併についていろいろ議論があったかもしれませんが、合併した後は、みんながこの新城を担っていく。今回の自治基本条例は、合併して一つになった市の皆さん方が、ご自分たちの手で自治を築いていきたい、そういうプロセスを通じて、新しい自治体としての新城を担う市民だという実感が持ち得るような、非常に重要な試みに乗り出していると思うのです。合併が本当によかったと思えるためにも、この新しいルールづくりが成功するように、皆さんで頑張っしてほしいと願っています。

今回の試みが難しいことがありますけれども、先駆者はいつも悩みが多いのです。ここがうまくいけば、ほかのところも注目します。私のような外部の人間は、ここでうまくいくとこれをネタにして、他所で講演できるというメリットもありまして、そうさせていただきたいなと思います。その日が来ることを期待し、以上をもって、このパネルディスカッションを閉じさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

司会

どうもありがとうございました。

コーディネーターの大森様、パネリストの皆様、長時間、熱心なご議論ありがとうございました。

新城がよりよいまちとなるためのヒントが多く聞けたのではないのでしょうか。

それでは、一度皆様方、ご席のほうへお戻り願いたいと思います。（拍手）

ここで最後に、主催者の新城市長からごあいさつを申し上げます。

穂積亮次

もう既にパネル討論終わりましたので、感謝だけ申し上げたいと思います。

きょうは本当に、これほど大勢の皆さんが自主的に集まっていただけとは思ってもせず、素晴らしい会場の設営も含めて、まずはこの会場にお出でいただいたすべての皆さんに、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

また、この総会を実現するに当たりましては、自治基本条例検討会議の委員会の皆さんが長年にわたって議論を重ねて、一つ一ついろいろな問題を乗り越えながらこられました。その熱意と行動力がなければ、このような会場の設営も、もちろん運営も、そして実現も至らなかったと思います。どうか、会場の皆さん、検討会議の皆さんに大きな拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

また、きょうは若い、松下先生率いる相模女子大学の皆さん、市外から駆けつけていただいて、雨の中を運営、下働きいただきました。その若い皆さんにも、皆さんからぜひ拍手をお願いします。ありがとうございました。（拍手）

相模女子大学の皆さん、立ってください。



(拍手) ありがとうございました。新城茶を売っていただけるそうですので。

最後に大森先生、そして椎川局長、雨の中を遠路、このようなところまでお出でいただき、素晴らしい私どものこの運営にサポート、ご指導いただきまして、心から感謝申し上げます。お二人のますますのご活躍を皆さんとともに祈りたいと思います。本当にありがとうございました。(拍手)

では以上で、きょうのプレ市民総会を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。お帰りはお気をつけください。

(拍手)

(閉会)

市民活動団体パネル展示



次 第

第2回 プレ市民総会

～ 市民総会の可能性 ～



と き：平成24年7月1日(日)13:30～

ところ：新城文化会館 大会議室

主催：新城市 共催：新城市自治基本条例検討会議

後援：総務省

同時開催 市民活動団体パネル展示

※このシンポジウムは全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施するものです。

第1部

プレ市民総会

共催者あいさつ 新城市自治基本条例検討会議委員長 前澤 このみ

来賓あいさつ 相模女子大学教授 松下 啓一 氏

○ 第1回プレ市民総会の報告

・新城市自治基本条例検討会議 田村 太一 委員

○ 議会からの報告

・新城市議会議長 夏目 勝吾 氏

○ 行政からの報告

・新城市長 穂積 亮次

○ 意見交換

第2部

パネルディスカッション

テーマ 「市民総会の可能性」

コーディネーター

・東京大学名誉教授 大森 彌 氏

パネリスト

- ・総務省自治財政局長（前地域力創造審議官） 椎川 忍 氏
- ・新城市議会議長 夏目 勝吾 氏
- ・新城市自治基本条例検討会議委員長 前澤 このみ
- ・新城市長 穂積 亮次

○ 主催者あいさつ

目 次

次	第	1
プロフィール		2
第1回プレ市民総会の報告		3
議会からの報告		5
行政からの報告		7
市民活動団体パネル一覧		11

プロフィール

コーディネーター

おおもり わたる

大森 彌 氏

□東京大学名誉教授

東京大学名誉教授。専門は行政学、地方自治論。地方分権推進委員会委員、日本行政学会理事長、自治体学会代表運営委員等を歴任。

現在、社会保障審議会会長、地域活性化センター全国地域リーダー養成塾塾長、NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事等。近著に『変化に挑戦する自治体』『政権交代と自治の潮流』（第一法規）など。



パネリスト

しいかわ し のぶ

椎川 忍 氏

□総務省自治財政局長
（前地域力創造審議官）

□地域に飛び出す公務員
ネットワーク代表

1953年生まれ。東京大学法学部卒業後、76年に自治省に入省。島根県総務部長、総務省自治財政局財政課長、総務省大臣官房審議官等を経て、07年7月より現職。入省以来一貫して財政畑を歩む一方、住民の立場に立った行政のあり方を追求。主に島根県、鳥取県をフィールドに活躍中。自身のHPやブログでも積極的に情報発信されている。

市民活動団体パネル一覧

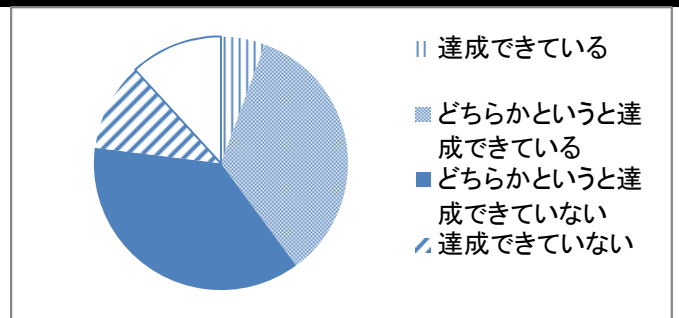
新城市自治基本条例検討会議
生活学校
新城観光学会
多利野自然学校
新城DOSクライミングクラブ
亀山城址・古宮川環境整備クラブ
富岡まちづくり協議会
菜の花ネット
新城ムービングイメー ジフェスティバル実行委員会
国際交流 さくら
農村輝きネット・しんしろ
愛知県健康づくりリーダー新城支部
楊名時 気功太極拳 文化教室
節句ひなサロン
手話サークル「イコール」
しんしろ子ども劇場
新城市防災ボランティアの会
aiの会
くらしビジネスサポートセンター
子育て情報誌さくら
新城・奥三河九条の会
長篠開発委員会
朗読の会「木の葉のページ」
新城市野球協会
新城はぐるまの会
新城市赤十字奉仕団
しんしろ環境あいうえお会議
暮らしと環境を考える会 (リサイクル21)

アンケート結果

平成24年7月1日開催 第2回プレ市民総会出席者アンケート集計結果

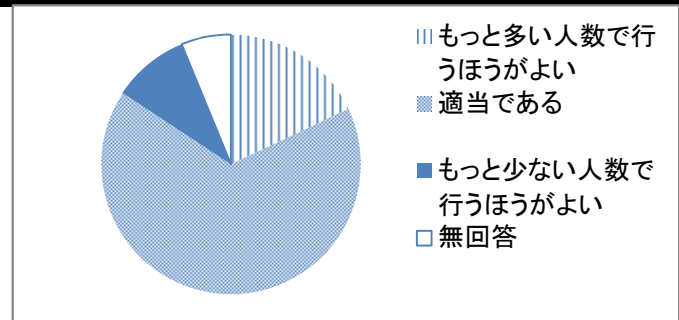
問1 市民総会の開催目的は「市長及び議会からの市政運営に関する報告及び市民から幅広い意見を聞く場」をつくることです。その目的が達成されていると思いますか。

1 達成できている	10
2 どちらかというと達成できている	61
3 どちらかというと達成できていない	66
4 達成できていない	20
無回答	21
	178



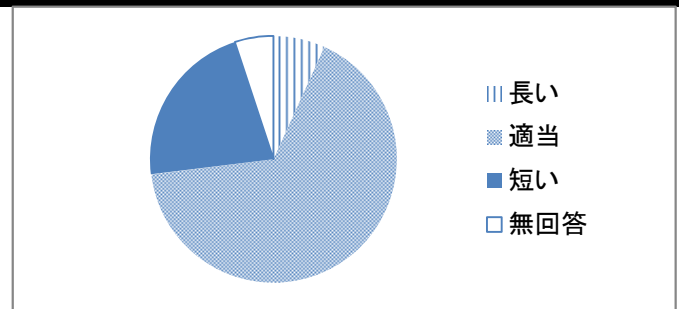
問2 今回は定員を300人にしましたが、市民総会の規模として適当だと思いますか。

1 もっと多い人数で行うほうがよい	32
2 適当である	118
3 もっと少ない人数で行うほうがよい	17
無回答	11
	178



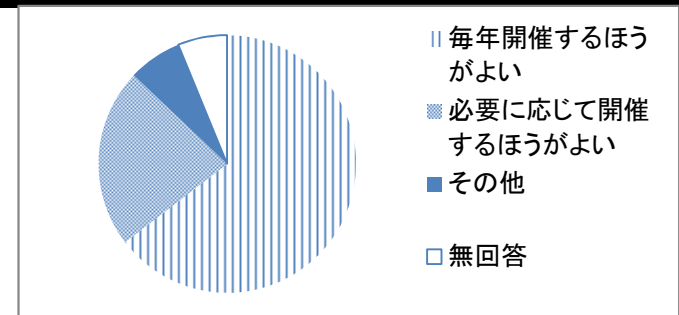
問3 本日は市民総会を90分で開催しましたが、時間についてどのように感じられましたか。

1 長い	12
2 適当	118
3 短い	39
無回答	9
	178



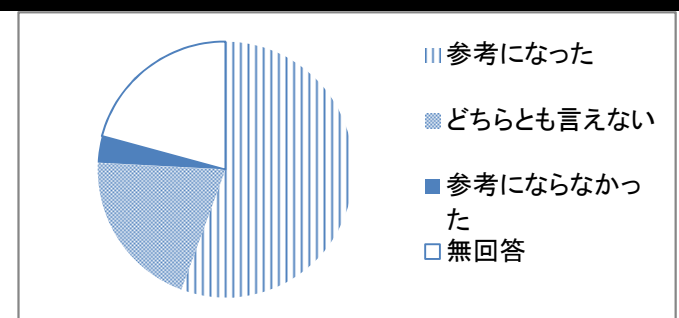
問4 「市民総会」を毎年開催することについて、どのように思いますか。

1 毎年開催するほうがよい	115
2 必要に応じて開催するほうがよい	40
3 その他	12
無回答	11
	178



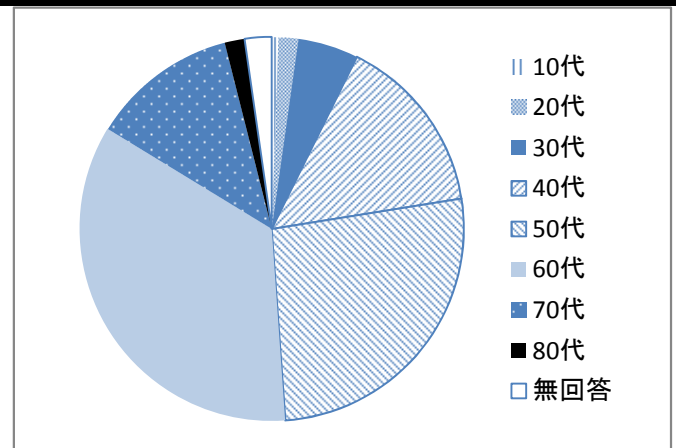
問5 第2部「市民総会の可能性について」をお聞きになって、参考になりましたか。

1 参考になった	99
2 どちらとも言えない	36
3 参考にならなかった	6
無回答	37
	178



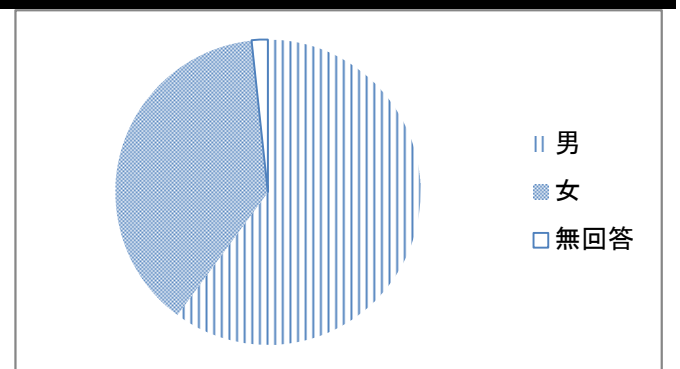
年齢

1	10代	1
2	20代	3
3	30代	9
4	40代	27
5	50代	47
6	60代	62
7	70代	22
8	80代	3
	無回答	4
		178



性別

1	男	107
2	女	68
	無回答	3
		178



地区

1	新城	120
2	鳳来	41
3	作手	11
	無回答	6
		178

